

平成 20 年度国際連携委員会報告書
産官学共同で考える国境を越えた人材育成
—国際教育・交流の新たな理念—

平成 21 (2009) 年 2 月

社団法人日本私立大学連盟
国際連携委員会

本書刊行にあたって

昨年来「留学生30万人計画」が大きく取り上げられ、日本中の大学関係の研修セミナーなどでも、この課題が何度か掲げられました。国際連携委員会の議論もこの話題に集中した感があります。この計画は、多くの方が色々な所で指摘されているように、これまでにない規模（文部科学省等六省連名による提案）と内容（「留学生受入れ」ではなく「留学生獲得と人材育成」）であり、30万人という目標は、大学の現体制のままではとても対応できないというのが現場の声です。つまり抜本的な改革なしには、数的・質的に実現が難しい目標と言えます。数的には、平成20年5月1日現在の留学生(123,829人日本学生支援機構調べ)を、12年間、毎年12,000人純増しないと達成できません。また質的にも、留学生受入れの在り方を、「出島的対応」(江淵, 1997) (マイノリティーとして特別扱いする)の現状から変えていかねばなりません。特別扱いの「客」を、日本独自のフレーム（使用言語、高等教育のレベル、大学のカリキュラム、入口、出口対応）の中に入れ込む方法では、この目標は達成できないのです。

このような状況の中、我が国の留学生の大半を受入れている私立大学がすべきことは何でしょうか。国際連携委員会では、このチャレンジを好機ととらえ、力強い提言をしております。つまりこれを機に、「日本の大学は、多くの留学生にとって魅力ある学習環境であるのか」を自ら問いかけ、『数的国際化』を主軸としながら、さらに大学の『質的国際化』を推進したいと考えています。また委員会は、国に対しても、財源確保に向けた制度の抜本的な見直しと私立大学に対する支援を強く要望しております。

また、「受入れ留学生と日本人学生の交流状況 - ともに学ぶ環境創造のために」というテーマで「国際教育・交流調査2008」を実施いたしました。その中で「留学生と日本人の交流はできているのか」について、興味深い分析をいたしました。また、留学生受入れにおける危機管理体制の構築のためのチェックリストを作成いたしました。危機管理体制がまだまだ整備できていないのが現状ですが、それぞれの大学で個々の実情にあったガイドライン作成の一助となれば幸いです。

さらに、本委員会は、「産官学共同で考える国境を越えた人材育成 - 国際教育・交流の新たな理念」をテーマに、2008年度国際教育・交流推進協議会(平成20年11月28日)を開催し、加盟大学等から多数のご参加をいただきました。同会では、今なぜ「留学生30万人計画」か、留学生を受入れる意義と課題について、文部科学省と産業界の第一線でご活躍の方々からも問題提起をしていただき、活発な意見交換をいたしました。

本報告書は、このような平成20年度国際連携委員会の活動成果をとりまとめたものです。加盟大学の国際教育・交流の推進に、本報告書が役立ちますことを切に願っております。

平成21年（2009）年2月

国際連携委員会
担当理事 飯野正子
委員長 カイト由利子

目 次

本書刊行にあたって

1. 平成20年度国際連携委員会研究報告	1
2. 留学生受入れにおける危機管理体制構築のために…………… ガイドライン策定のためのチェックリスト	7
3. 「国際教育・交流調査2008」結果概要・分析……………	13
4. 資料……………	35
・2008年度国際教育・交流推進協議会実施概要	
・「国際教育・交流調査2008」実施要項等	
・国際連携委員会、国際教育・交流調査分科会 委員名簿	
・加盟大学一覧	

1. 平成20年度国際連携委員会研究報告

平成20年度国際連携委員会研究報告 わが国の私立大学の国際化・高度化に向けて（課題と提言）

平成20年度国際連携委員会では、「受入れ留学生と日本人学生との交流状況一とともに学ぶ環境創生のためにー」をテーマに「国際教育・交流調査2008」を実施するとともに、「産官学共同で考える国境を越えた人材育成ー国際教育・交流の新たな理念ー」をテーマに「2008年度国際教育・交流推進協議会」を開催した。これらの活動の集約として、以下の研究報告を行う。

I. 国境を越えた人材育成が求められる背景

現在、わが国は、高齢化社会の進展とともに、人口動態において生産年齢層に占める若年層の構成比が縮小しつつある。また、現在の世界的金融危機は、天然資源に乏しいわが国の実体経済・社会全体に深刻な影響を及ぼしている。

このような厳しい状況と不透明な未来を考えるとき、わが国の持続的成長力、国際競争力を維持・強化していくためには、国内においてグローバルな人材を育成することはもちろんのこと、海外の優れた人材を獲得し、能力を発揮しやすい社会への転換、つまり、外国人と共に存する社会制度を整備していくことが必要である。

欧米の主要大学をはじめ世界的に著名な大学では、ジョイント・ディグリー、e - ラーニング、海外分校等は言うに及ばず、新たな教育の方法や形態の導入が進められている。ヨーロッパにおいては、「欧洲高等教育圏」の構築を目指した「ボローニャ宣言」(1999年)を契機に、大学や国境を越えた域内高等教育の質の保証と、学位、単位等に関わる制度の共通化に向けた取り組みが進行している。さらに、今後の世界の留学生数増大(2005年の270万人から2025年に800万人へ:OECD)において最大部分を占めるとみられているアジアでも、とくに1997~1998年の経済危機以降、韓国、シンガポール、中国などで、大学のグローバル化が進み、国際競争力のある人材の養成、ならびに国際的に共通する高等教育システム構築が、国家戦略に位置付けられている。

このような世界の動向をみれば、わが国の大学にとってのグローバリゼーションへの対応は、単なるイメージ戦略段階から、大学の経営戦略として軽視しえない政策課題に変質していることがわかる。

昨年来、「留学生30万人計画」が大きくとりあげられているが、私立大学は、同計画への局所的対応だけに留まってはならない。いま重要なことは、2020(平成32)年までに留学生を30万人受入れるという国策(数値目標)を単に数値として達成することではなく、この計画をチャンスととらえ、大学並びに大学教育の役割に基づく将来展望を持ち、数値目標の達成も可能とする質的国際化に努めていくことが重要である。

もとより、各私立大学の国際教育・交流に対する方針・取り組みの規模や内容は多様であることが前提である。しかし、そこで学ぶ学生たちを待ち構えているのは、

さらに進化したグローバル化社会である。

われわれ私立大学は、国境を越えた人材育成が求められている背景について十分な認識を持ち、各々の私立大学の特長を活かし、その使命を果たしていく必要がある。

II. グローバルな高度人材養成に向けて（大学への提言）

わが国においては、アジア・ゲートウェイ戦略会議をはじめとする政府系会議において、留学生の受入れを積極的に推進していく提言が出され、国策として「留学生30万人計画」が打ち出された。そして、中央教育審議会は、平成20年12月、学位の国際通用性を確立すべく、「学士力」をいかに質保証するかに関する答申を提出した。この二つの事象は、わが国が、数値目標と高等教育の質保証という二つの国家目標を設定するに至ったことを示している。すなわちこの二つは、わが国の高度人材養成を担う大学に対して、留学生の受入れ等を主軸とする「数的国際化」とともに、その達成に不可欠なグローバルな高度人材養成、つまり「質的国際化」への転換を求めているのである。

「質的国際化」という観点からは、グローバル社会の高等教育機関としてふさわしい学部教育・大学院教育を実践しているか、その内容と成果としての学位は国際的通用性を有しているか等の課題が提示されている。また「数的国際化」という観点からは、海外からの留学生にとって魅力的な教育を提供しているか、入学から卒業後までの総合的な留学生支援が図られているか等によって、留学先としてわが国を選択する人々の増減が左右されるという課題が提示されている。

グローバルな高度人材養成に資する教育を展開し、そこに学ぶ学生が必要とする総合的な学生支援を行うことが、大学の質の向上に大きく寄与するとともに、二つの国家目標の実現のために必要不可欠な条件なのである。

また、わが国の大学における受入れ体制の質的充実と国際競争力の強化に向けては、各大学の特色を発揮した形で、明確な留学生受入れ・派遣に関する方針を定める必要がある。

さらに多くの大学では、外国語、主として英語による講義科目を、日本語によるカリキュラムのなかに部分的に組み込んでいるにすぎないので、この状況を改善する必要がある。同時に、日本人学生の英語等の語学力の強化、留学生の日本語能力の強化など、言語に関わる学習環境の整備に向けて積極的な取り組みが不可欠である。

III. 留学生受入れ基盤整備の必要性（国への要望）

国においては、新たな留学生政策のあり方について鋭意検討が進められているが、その実現を念頭に置いた、抜本的な財源確保への取り組みが必須である。

留学先として、わが国を選択する人々を増やすためには、魅力的な教育の提供、総合的な学生支援の充実が、大学自身の責任として重要であるが、この実現のためには、大学が持つ能力を伸長・補強し、その自主的・自律的な取り組みの充実と向

上を支援することは不可欠である。

国はこのことを踏まえ、財源確保に向けた制度の見直しとともに、大学に対する支援と取り組みを、従前にも増して推進することが必要である。

今般の「留学生 30 万人計画」で最も注目を集めたのは、文部科学省：平成 21 年度概算要求における「グローバル 30」(新規事項：150 億円) であった(その後、平成 21 年度政府予算案で 40.8 億円となる)。

この 30 校を留学生受入れ規模が大きい大学と仮定してみた場合、上位 30 校ではわが国の受入れ留学生(118,498 人、平成 19 年 5 月 1 日現在)のうち、32,157 人(留学生全体の 27.1%) を受入れているにとどまる。つまり、大半の留学生は上位 30 校以外の大学等が受入れているのである。国家予算のメリハリある配分、そのための選択と集中の必要性は十分承知しながらも、留学生 30 万人時代を展望したとき、受入規模の拡大を支える大多数の大学、とくに私立大学における受入れ基盤整備はきわめて重要である。

以下に、当委員会がとりまとめた提言「新たな留学生政策と大学等の役割」(平成 20 年 6 月 3 日) の「緊急要望」を改めて掲載し、国に対する具体的な要望事項を示す。

緊急要望

1. 高等教育費予算全体の増額は、我が国の国際競争力強化を支える高度人材養成のために極めて重要である。我が国の国内総生産(GDP)に対する高等教育への公財政支出を欧米諸国並み(約 1% 程度)まで引き上げる等の財政支援を可及的速やかに講じる必要がある。

【「質的国際化」の充実に向けた要望事項】

- (1) グローバル社会の高等教育機関としてふさわしい学部教育・大学院教育を質保証するための取り組みに対する支援の拡充
- (2) グローバルな高度人材養成に資する教育の展開に対する支援の拡充
 - ①国際的な大学間連携の推進
 - ②英語による授業の推進(留学生獲得策、日本人学生の英語力向上策の展開)
 - ③日本人学生の海外留学の促進
- (3) 総合的な留学生支援策の展開に対する支援の拡充
 - ①留学生向けのキャリア形成支援
 - ②同窓会組織の整備等による、留学生の人的ネットワークの構築

2. 我が国の将来展望を踏まえ、国家に有為な人材育成に要する支援のために公的資金の配分を行わなければ、国家の基盤強化につながらない。

高等教育への教育投資を効果的に行うために、留学生関係予算においては、国費留学生制度の抜本的見直しが最重要施策として挙げられる。現行制度においては、国費留学生の審査基準が、推薦する大学の財政的支援(教育費 100%)の有無に重きを置いていると受け取らざるを得ない状況がある。大学推薦(国内採用)並びに大使館推薦それぞれについて採用基準等を開示し、同制度を効果的に展開すべきである。このことは、留学生政策の P D C A サイクルを構築することに資するはずである。

【「数的国際化」の充実に向けた要望事項】

- (1) 国費留学生制度の抜本的な見直しに必要な、採用基準等の公開
- (2) 国費留学生制度予算の効果的展開方策の検討・実行・検証・改善

3. 我が国への留学生の 97.2%が私費留学生であることを踏まえれば、上記「2」と関連して、早急な私費留学生向け施策、あるいは私費留学生の教育を大きく担う私立大学向け施策を講ずることは喫緊の課題である。

特に、私費留学生援助策の授業料減免学校法人への支援事業の拡充は、国家的な政策として緊急かつ重要な課題である。同事業は、国際的約束事であるにもかかわらず、その採用率は当初の 100%から 30%程度にまで落ち込んでいる現実を、国は深刻に受け止め、私費留学生に対する手厚い援助策を早急に講じるべきである。

【「数的国際化」並びに「質的国際化」の充実に向けた要望事項】

- (1) 授業料減免学校法人支援事業の拡充
- (2) 私費外国人留学生等学習奨励費の拡充
- (3) 留学生宿舎の確保等受入体制の充実
- (4) 教職員の資質向上に向けた支援の創設
 - ①英語による授業の推進に必要な、外国人教員の採用と教員の資質向上支援
 - ②留学生支援を担当する職員の英語能力等の資質向上支援

IV. 産官学共同で考える国境を越えた人材育成の必要性

これまで、国による国際交流(留学生)政策は各省庁それぞれに展開されており、大学(現場)において齟齬が生じていた感は否めなかった。しかし、そのような中、文部科学省と経済産業省によるアジア人財資金構想プログラムを通じた大学と産業界、自治体との連携などが始まり、今後、文部科学省等六省による「留学生 30 万人計画」においては、関連省庁の一体化がさらに推進し、政策が展開されることを期待する。

また、視点を変えれば、これまで行政、企業、大学においても個々の立場からの取り組みを進めてきており、それぞれの取り組みを体系化し、有効に実施する体制が構築できていなかったと思われる。国際交流の新たな理念である「人材育成・獲得」の視点からも、大学と企業の連携が必須であり、その取組にあたっては行政の理解・支援が不可欠である。

「留学生 30 万人計画」を受け、産官学の各分野の垣根と利害を越え、国境を越えた人材育成について、継続的に語り合えるラウンドテーブルが、いまこそ必要である。

以上

2. 留学生受入れにおける危機管理体制構築のために ガイドライン策定のためのチェックリスト

留学生受入れにおける危機管理体制構築のために

1. 留学生受入れの現状と、危機管理体制構築のための私大連盟における検討経過

わが国では「留学生30万人計画」の策定・実施という新たな目標が掲げられ、その具現化が図られつつある。こうした状況の中で、留学生の受入れに関する大学の方針として、量的拡大だけでなく、カリキュラムや支援体制の整備等の質的向上についても課題となってくるものと考える。

国際交流の推進は、今日大学が取り組むべき最も重要な施策の一つであるが、そこには多くのリスクが随伴しており、そのリスク対策については一部の大学を除いて極めて不十分なレベルにとどまっている。国際連携委員会では、このような認識のもと、危機管理体制の構築は国際交流推進の前提条件として不可欠と考え、2007年度に『派遣留学における危機管理体制構築のために』ガイドライン策定のためのチェックリストを作成した。

これとあわせて2008年度は、留学生受入れにおける危機管理体制に関しても、次頁のチェックリストを作成し、加盟大学における取り組みを支援・奨励することとした。

2. 求められる受入れ留学生の安全対策・危機管理体制の整備

「国際教育・交流調査2007」によれば、受入れ留学生の危機管理体制に関する今後の課題として、「教職員の危機意識・関連知識・対応能力の向上」が最も多く挙げられている。この結果から、留学生が日常的に直面する多様な問題に適切に対応するため、学内により一層の情報共有を図り、協議を重ねる必要がある。

さらに前述の調査では、留学生受入れに関する今後の課題として、「大学独自の奨学金の充実」や「大学独自の留学生宿舎の確保」といったインフラの確保が大きな課題として指摘されている。また、「日本人学生との交流推進」や「就職支援の充実」も課題として認識されており、留学生受入れに伴う支援策の充実(質の向上)についても、その必要性が認識されていることがうかがえる。

のことから、留学生の入学前から卒業後までのプロセスと学内の支援が有機的に結びつくよう、学内の協力体制の構築が必要であると考える。

加盟各大学においては、こうした学内における国際交流推進の前提として、2007年度『派遣留学における危機管理体制構築のために』ガイドライン策定のためのチェックリスト」とあわせて、自大学に見合った形で本資料をカスタマイズし、受入れ留学生の安全と危機管理体制構築のためのガイドラインの策定、ガイドブックの作成などに取り組んでいただければ幸いである。

<本資料は、連盟Webサイト内「加盟大学専用ページ」よりダウンロードできます>

<http://www.shidairen.or.jp>

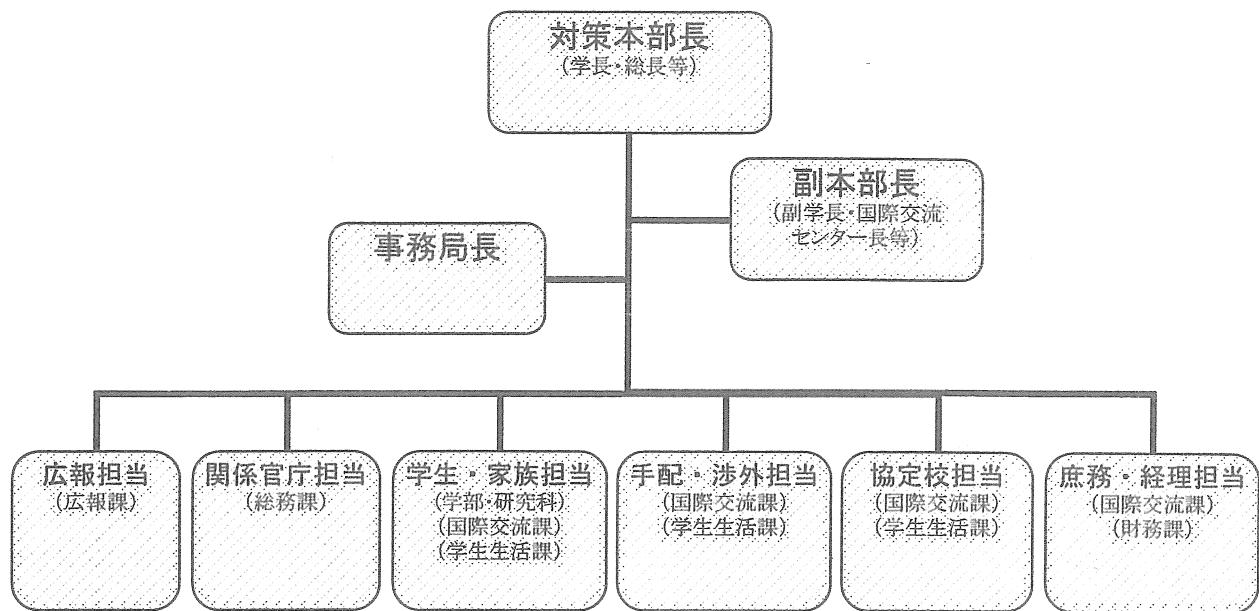
「留学生受入れにおける危機管理体制の構築のために」
ガイドライン策定のためのチェックリスト

大項目	中項目	チェック ✓	説明
I. 安全・危機管理に関する基本方針	1. 安全・危機管理の必要性および大学の基本方針	<input type="checkbox"/>	⇒なぜ危機管理が必要か？学内で共通した認識・目的意識を共有・確認することが必要。
	2. 安全・危機管理に関する対応方針・施策等について	<input type="checkbox"/>	⇒安全・危機管理に関する対応方針等について規程等により明文化する。また、明文化した内容を学内で共有しておくことが必要。
	3. 日本人学生との違いの認識の確認	<input type="checkbox"/>	⇒留学生は、日本人学生と比較した場合、緊急時のさまざまなリソースの活用に関して不利な条件があることを認識・共有しておく。
II. 想定される危機の範囲と種類	1. 危機管理対象と範囲	<input type="checkbox"/>	⇒守るべきものを明確にし、留学生への周知を徹底する。 例：学生の生命並びに身体的・精神的健康、大学組織およびその信用、個人情報など
	2. 危機の種類（事例）	<input type="checkbox"/>	⇒どのような危機が起こりうるか想定し、リスク分析を行う。
	1 自然災害	<input type="checkbox"/>	考えられる内容・対応 ※1 緊急避難場所を留学生に通知しておく。また、日本での旅行時に自然災害に遭遇した場合の対応も通知する。
	2 法務に関する事項	<input type="checkbox"/>	※2 住居に関する内容（連帯保証人や契約更新など）
	3 居住環境に関する事項	<input type="checkbox"/>	※3 居住地域の避難場所を始め、地域コミュニティとの関わりの理解を促す。
	4 犯罪	<input type="checkbox"/>	※4 ▶ドラッグ問題（国によって同一ドラッグでも合法と死刑など取り扱いが異なるので入念に指導すべき） ▶理由の分からぬことで警察に通報されたら「当番弁護士制度」を利用する。
	5 交通事故、火災事故	<input type="checkbox"/>	
	6 健康、衛生	<input type="checkbox"/>	
	7 生活習慣、宗教等の問題	<input type="checkbox"/>	
	8 ハラスメント	<input type="checkbox"/>	※8 留学生専門カウンセラーの常駐を検討する。（セクハラ、アカハラなども含む）
III. 安全管理－予防的措置	9 経済的な問題等	<input type="checkbox"/>	
	10 在留資格	<input type="checkbox"/>	※10 資格外活動許可状況の把握、オーバーステイなど修了後の把握
	1. インフラの整備	<input type="checkbox"/>	⇒危機発生に備え、全学的な危機管理体制をまず整備する。
	1 危機管理対策規程の確立	<input type="checkbox"/>	
	2 危機管理対策組織の確立	<input type="checkbox"/>	
	3 対策組織内の指揮命令系統の確立	<input type="checkbox"/>	
	4 緊急連絡体制の整備	<input type="checkbox"/>	
	5 緊急対応指針等の作成・見直し	<input type="checkbox"/>	※5 緊急対応指針のポイント ▶事故対策マニュアルの作成・見直し ▶事故対策本部設置 ▶緊急時の情報収集 ▶マスコミ対応・官庁報告など对外広報 ▶家族への対応 ▶保険会社等との連携など
	6 危機発生を想定したシミュレーションの実施	<input type="checkbox"/>	
	7 教職員の危機意識・関連知識・対応能力向上のための取り組み	<input type="checkbox"/>	
	8 協定校等との協定内容の共通理解	<input type="checkbox"/>	

大項目	中項目	チェック ✓	説明
	2. 入学試験時と在学前の安全管理	<input type="checkbox"/>	☞ 留学生の入試業務に対し、事前にチェックすべき事項を明確にし、間違いのない対応を取る必要がある。 ※1 願書等の内容確認に際し、特にチェックすべき事項を明確にする。
	1 偽造書類への対策	<input type="checkbox"/>	※2 入管が指定している地域や国の出身者について理解し、間違いのない対応を取る必要がある。
	2 受入れビザ取得	<input type="checkbox"/>	※3 留学生斡旋代理店の信頼性の確認
	3 留学エージェント	<input type="checkbox"/>	
	3. 受入れオリエンテーション時に大学が留学生に説明すべき事項の確立	<input type="checkbox"/>	☞ 受入れオリエンテーション時に大学が説明すべき注意事項および準備事項について明確にしておく必要がある。 例：外国人留学生等身上記録の提出、ビザ更新記録など
	1 オリエンテーション等で安全研修会を実施	<input type="checkbox"/>	☞ プログラム内容、受入れ先（キャンパス、学部、大学院など）、受入れ人数などを考慮し、事前に十分な安全指導を行う。
	2 安全情報に関するハンドブックの提供やWEBサイト等のリソース紹介	<input type="checkbox"/>	※2 ハンドブックに記載したい内容例 ▶ 安全・危機管理とは？（基本的な構成） ▶ 日本固有の文化や法律に関する情報源 ▶ 安全に関する情報源 ▶ トラブルにあった際の対処法 ▶ 受入れ先、緊急連絡先・大学との連絡方法 ▶ 保証人への注意事項など
	3 個人面談の実施	<input type="checkbox"/>	※情報は学生の視点に立ってフローチャート等を使いわかりやすく作成する。
	4 大学・本人の責任範囲が記載された誓約書の提出	<input type="checkbox"/>	※大学との連絡方法を示すとともに、留学生の緊急連絡先も確認する。
	5 学生自身による情報収集の促進	<input type="checkbox"/>	
	4. 在学中の安全管理	<input type="checkbox"/>	☞ 受入れ留学生との連絡体制をいかに整備できるかが安全確保の鍵となる。
	1 「外国人登録証」の提出	<input type="checkbox"/>	
	2 学生との緊急連絡体制の確立	<input type="checkbox"/>	
	3 学生との定期的な連絡体制の確立	<input type="checkbox"/>	※3 近況報告の義務付けなど
	4 旅行する際の大学への届出の義務づけ	<input type="checkbox"/>	※4 交換留学生などについて、長期休暇期間におけるスケジュール、緊急連絡先等の提出を検討する。
	5 安全情報の提供	<input type="checkbox"/>	
	5. 保険と支援システム	<input type="checkbox"/>	☞ 学生対象の保険加入は必須とし、学生本人が保険加入手続きをする場合は、受入れ前に加入状況を確認する。 迅速な対応を行えるよう、大学を対象とした保険への加入も検討する。
	1 事故対策保険	<input type="checkbox"/>	
	2 吊慰見舞補償（傷害死亡後遺障害保険）	<input type="checkbox"/>	
	3 留学生救援者費用保険	<input type="checkbox"/>	例：留学期間中の各種保険への加入を推奨
	4 国民健康保険・学研災・学生総合共済保険	<input type="checkbox"/>	
	5 賠償責任保険等	<input type="checkbox"/>	
	6. 学外機関との連携	<input type="checkbox"/>	☞ 十分な危機管理体制を構築するには、大学が単独で取り組むのではなく、学外の関係機関との連携が不可欠。
	1 危機管理を専門とするNPO団体と契約し管理体制を強化	<input type="checkbox"/>	
	2 リスク対応会社と契約し管理体制を強化	<input type="checkbox"/>	
	3 法律事務所・顧問弁護士からのアドバイス	<input type="checkbox"/>	

大項目	中項目	チェック	説明
IV. 危機対応－危機発生時の対応の指針	1. 基本的対応方針と危機の種類	<input type="checkbox"/>	☞ 発生する危機の重大さ・性質により、大学としての基本方針を策定しておく。
	1 対策本部を設置して全学的に対応	<input type="checkbox"/>	※1 対策本部設置が想定される例 事件・事故で生死不明の場合、生存は明らかだが事件・事故が解決していない場合など
	2 対策本部は設置しないが、現場での対応のため教職員を派遣	<input type="checkbox"/>	※2 対策本部は設置しないが、教職員派遣が想定される例 事件・事故に遭ったが生存が確認されている場合、事件・事故で本人が加害者になった場合
	3 状況により対策本部設置するか否か判断し臨機応変に対応	<input type="checkbox"/>	※3 臨機応変な対応が想定される例 病気・事件・事故で重篤または死亡した場合
	2. 重大危機発生時の初期対応	<input type="checkbox"/>	
	1 対策本部の設置	<input type="checkbox"/>	☞ 重大事故発生の第一報から対策本部設置までの手順を明確にする。
	2 対応策の決定	<input type="checkbox"/>	☞ 大学としての対応方針を決定する。 例：協定校教職員の受け入れ、プログラムの継続の是非、その後の救援対策など
	3. 対応策の具体化	<input type="checkbox"/>	
	1 役割分担	<input type="checkbox"/>	☞ 主な役割分担：広報担当、関係官庁担当、家族・学生担当、手配・涉外担当、協定校担当、庶務・経理担当 ※ 必要に応じて役割を統合・集約または分割する。
	2 連絡体制の確立	<input type="checkbox"/>	☞ 各役割間の横断的かつ緊密な連絡体制を構築する。 関係者全員が最短時間で円滑に情報を伝達・共有できるよう、配慮する。
3 各役割の行動指標の策定	<input type="checkbox"/>	☞ それぞれの具体的な行動リストを作成する。	
4 災害・事故等発生後のフォローアップ	<input type="checkbox"/>	☞ 災害や事故等に巻き込まれた場合、留学生の心理的ケアや事後のフォローアップを実施する。	
付 錄	A. 危機管理対策本部組織図（例）	<input type="checkbox"/>	12頁参照

A. 危機管理対策本部組織図（例）



3. 「国際教育・交流調査 2008」結果概要・分析

データ設問の加盟大学別およびこの「結果概要・分析」のデータは、平成 21 年3月中旬より連盟ホームページの加盟大学専用ページ内に設けている「データライブラリー」に掲載しております。

データ設問

1. 外国人留学生受入れ状況（平成 20 年 5 月 1 日現在）

(1) 外国人留学生受入れ数

①総数の増

平成 20 年 5 月 1 日現在の外国人留学生受入れ総数は 26,085 人である（295 人増）。

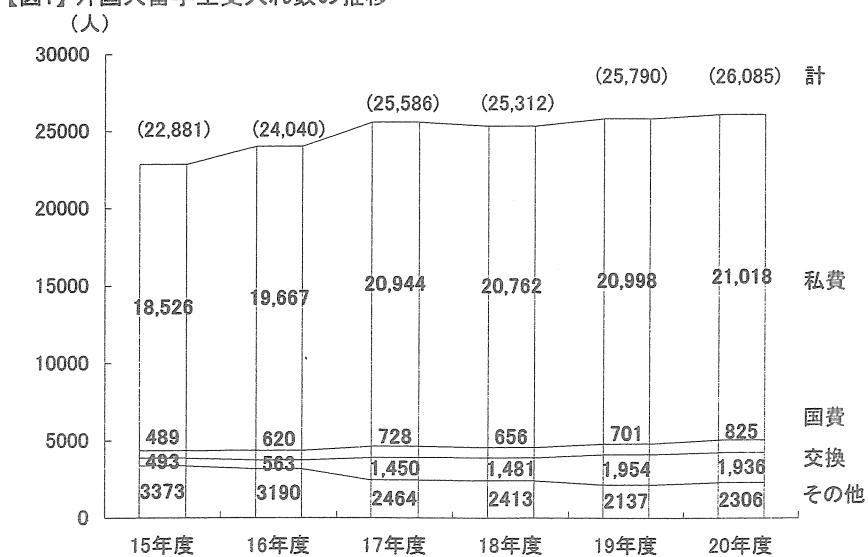
②内訳

属性区分別に見ると、本科生（a）が 126 人増加している。そのうち、交換枠については、昨年度の増加に対し今年度は減少に転じたものの、国費枠が 825 人（124 人増）であった。聴講生等枠（b）については、昨年比 442 人増であり、今年度は増加に転じたことは注目に値する。この数年の変化を見ると、交換留学生、国費留学生は着実に増加している。

【表1】外国人留学生受入れ数の推移

区分	総計 (a+b+c)	計 (a+b)	本科生				b 聴講生・選 科生・研究 生等	c 別科生等	(人)
			a 小計	交換	国費	私費			
平成15年度	22,881	21,172	19,508	493	489	18,526	1,664	1,709	
平成16年度	24,040	22,549	20,850	563	620	19,667	1,699	1,491	
平成17年度	25,586	24,480	23,122	1,450	728	20,944	1,358	1,106	
平成18年度	25,312	24,326	22,899	1,481	656	20,762	1,427	986	
平成19年度	25,790	24,785	23,653	1,954	701	20,998	1,132	1,005	
平成20年度	26,085	25,353	23,779	1,936	825	21,018	1,574	732	
学部	-	18,617	17,560	1,755	82	15,723	1,057	-	
大学院	-	6,736	6,219	181	743	5,295	517	-	

【図1】外国人留学生受入れ数の推移



(2) 国籍(国・地域)別外国人留学生数

①国籍別外国人留学生割合

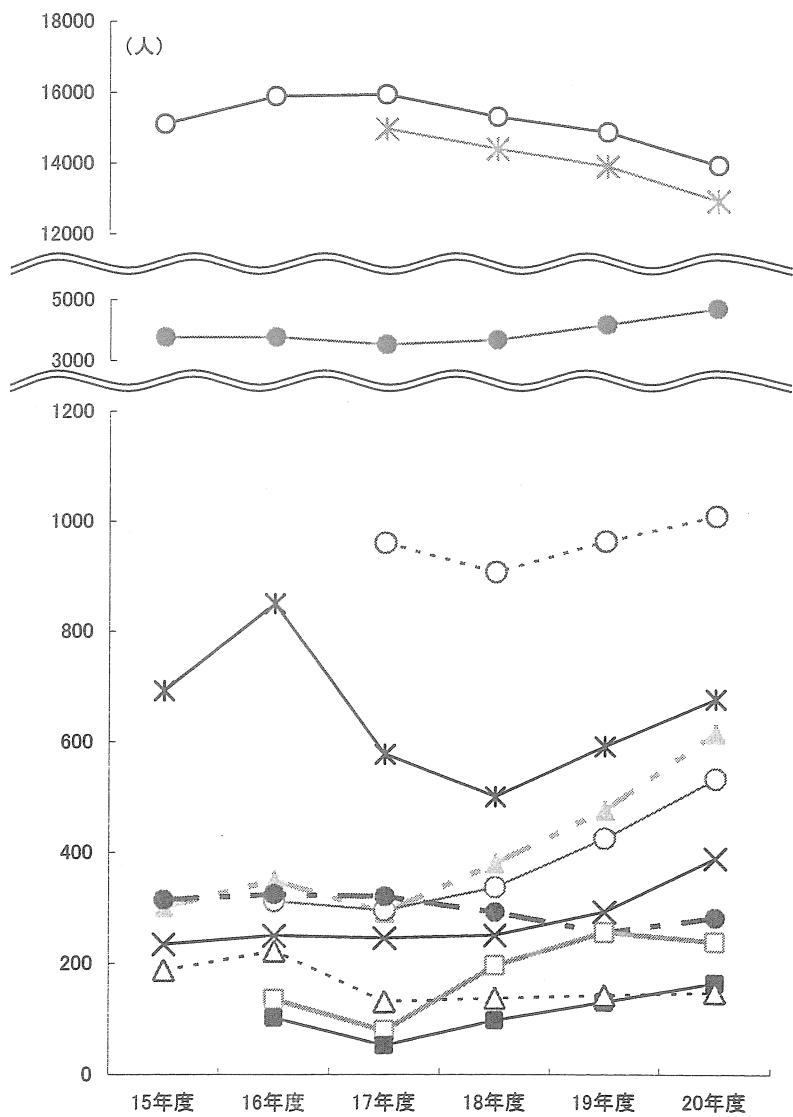
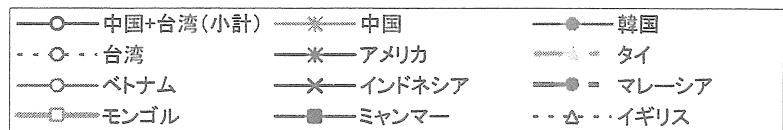
外国人留学生数の国籍別割合には大きな変動は見られなかつたが、中国からの留学生が昨年比で977人減少した。中国からの留学生数がここ数年減少しているのに対し、東南アジア、とりわけタイ、ベトナム、インドネシア等からの留学生は急激に増加している。

一方、イギリスからの留学生が減少傾向にあり、国籍別上位10カ国を見ると、今年度はミャンマーからの留学生数がイギリスからの留学生数を凌ぐ結果となった。

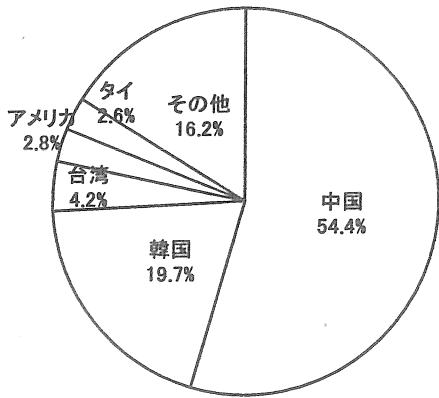
【表2】国籍(国・地域)別外国人留学生数

区分	計	交換	国費	私費	(人)
平成20年度	23,779	1,936	825	21,018	
中国	12,926	280	224	12,422	
韓国	4,696	316	61	4,319	
台湾	1,009	97	0	912	
アメリカ	677	446	25	206	
タイ	614	39	63	512	
ベトナム	532	12	53	467	
インドネシア	389	18	35	336	
マレーシア	281	7	30	244	
モンゴル	238	0	13	225	
ミャンマー	164	0	12	152	
上記以外の国	2,253	721	309	1,223	
学生出身国数		57カ国	91カ国	109カ国	

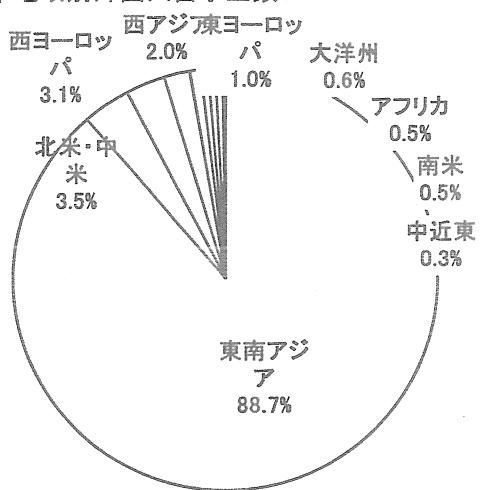
【図2】国籍(国・地域)別外国人留学生数の推移



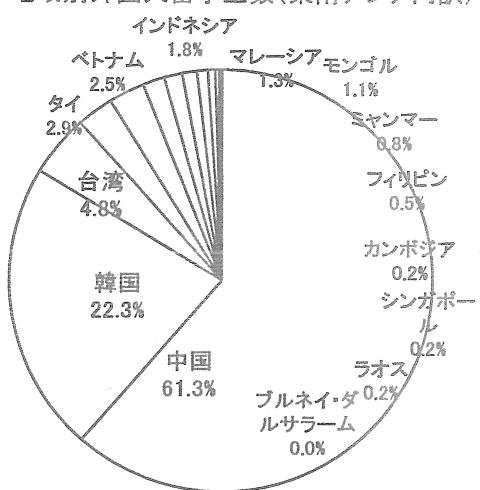
【図3】国籍(国・地域)別外国人留学生割合



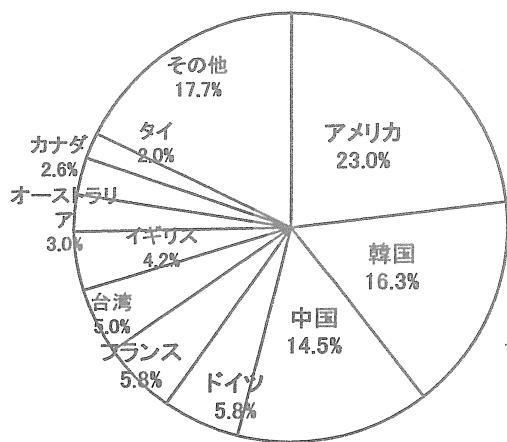
【図4】地域別外国人留学生数



【図5】地域別外国人留学生数(東南アジア内訳)



【図6】交換留学生、内訳(上位10カ国)



2. 学生の海外派遣状況（平成 19 年度間：平成 19 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日）

(1) 学生海外派遣数

① 総数增加

学生の海外派遣の総数は、平成 18 年度間が 11,413 人に対し、平成 19 年度間は 13,098 人であり、1,685 人増加した。昨年度調査時の対前年度比 142 人減に比べると大幅に増加したと言える。

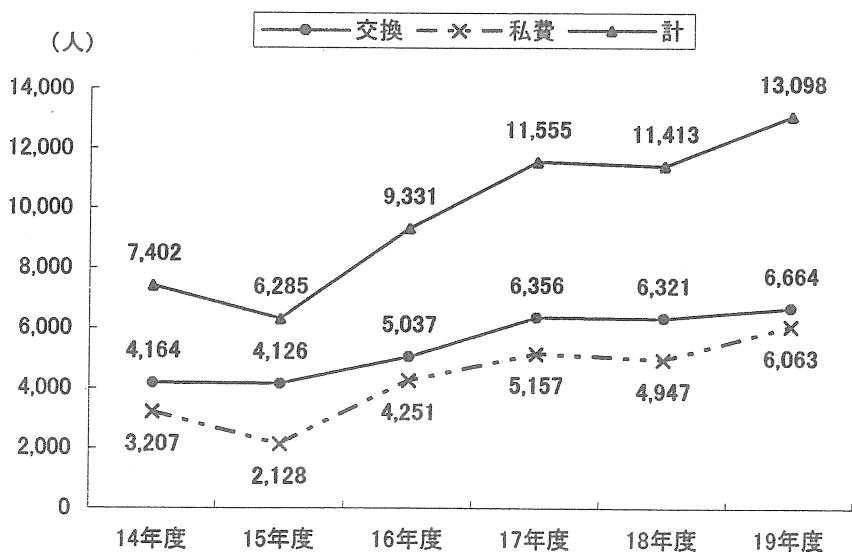
② 内訳

交換枠については、長期（1 学期以上）と短期（1 学期末満）について、この数年の変化を見ると大きな差はない。招聘枠は平成 18 年度間が 134 人に対し、平成 19 年度間は 369 人と 235 人増加し、特に学部が伸びている。私費枠に関しても、平成 18 年度間が 4,947 人に対し、平成 19 年度間は 6,063 人と 1,116 人増加している。

【表3】学生海外派遣数の推移

区分	計	交換			国費	招聘	私費			(人)
		小計	短期(1学期未満)	長期(1学期以上)			小計	短期(1学期未満)	長期(1学期以上)	
平成14年度間	7,402	4,164			0	31	3,207			
平成15年度間	6,285	4,126	16年以前は分類なし		13	18	2,128	16年以前は分類なし		
平成16年度間	9,331	5,037			21	22	4,251			
平成17年度間	11,555	6,356	3,404	2,952	18	24	5,157	3,898	1,259	
平成18年度間	11,413	6,321	2,933	3,388	11	134	4,947	4,060	887	
平成19年度間	13,098	6,664	3,441	3,223	2	369	6,063	4,938	1,125	
学部	12,797	6,488	3,422	3,066	2	337	5,970	4,920	1,050	
大学院	301	176	19	157	0	32	93	18	75	

【図7】学生海外派遣数の推移



(2) 行先国(国・地域)別学生海外派遣数

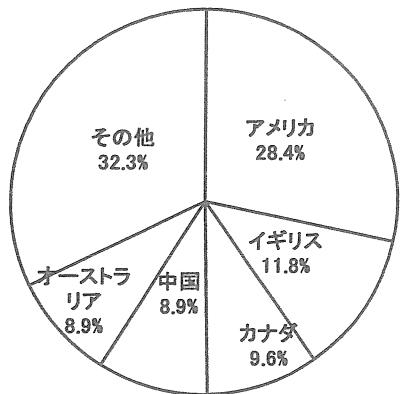
行先国別に見ると、アメリカ、イギリス、カナダが上位を占め、例年通りの結果となった。交換枠の行先国数が昨年度 55 カ国から今年度 61 カ国になっており、全体的に増加傾向にある。

【表4】行先国(国・地域)別学生海外派遣数

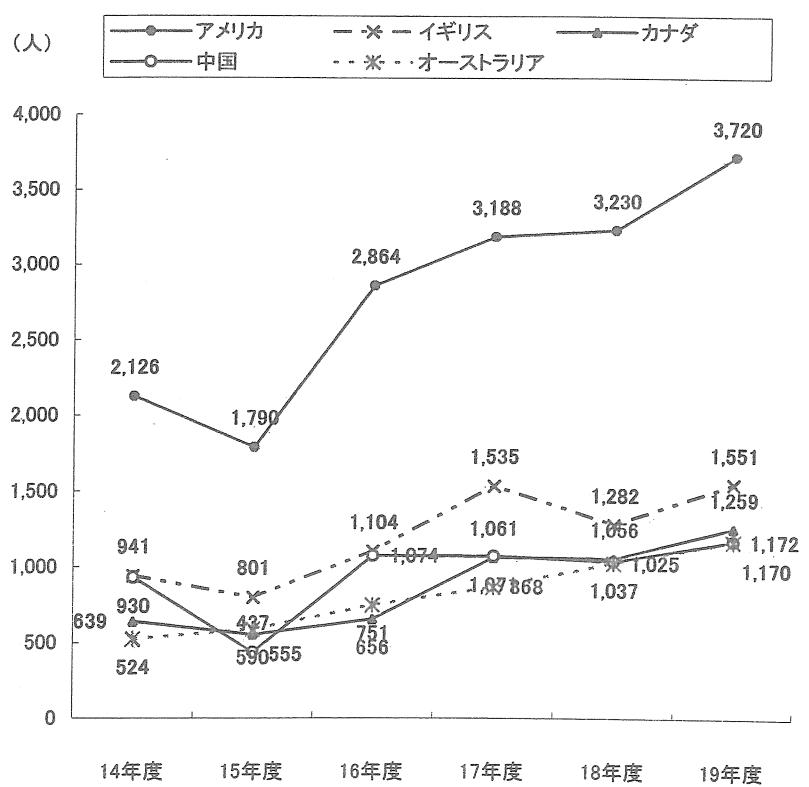
区分	計	交換			国費	招聘	私費			(人)
		小計	短期(1学期未満)	長期(1学期以上)			小計	短期(1学期未満)	長期(1学期以上)	
平成19年度間	13,098	6,664	3,441	3,223	2	369	6,063	4,938	1,125	
アメリカ	3,720	2,119	714	1,405	0	143	1,458	1,069	389	
イギリス	1,551	679	450	229	0	5	867	775	92	
カナダ	1,259	660	483	177	0	125	474	307	167	
中国	1,172	639	361	278	1	18	514	420	94	
オーストラリア	1,170	547	382	165	0	0	623	514	109	
フランス	639	309	114	195	0	28	302	234	68	
韓国	561	333	174	159	0	1	227	218	9	
ドイツ	506	279	129	150	0	13	214	185	29	
ニュージーランド	410	203	178	25	0	0	207	175	32	
スペイン	257	110	76	34	0	0	147	132	15	
上記以外の国	1,853	786	380	406	1	36	1,030	909	121	
行先国数		61カ国	33カ国	58カ国	2カ国	17カ国	44カ国	37カ国	35カ国	

その他 4,226

【図8】行先国(国・地域)別学生海外派遣数割合



【図9】行先国(国・地域)別の推移



テーマ設問

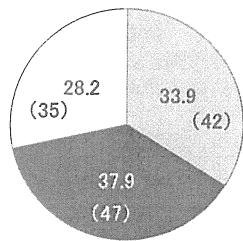
受入れ留学生と日本人学生との交流状況ーともに学ぶ環境創成のためにー

※一部の設問については、各大学の学生数、受入れ留学生数、受入れ国数および、設問「II-4：学内における日本人学生と留学生との交流方針」の有無とのクロス集計を行い分析した。

1. 受入れ留学生と日本人学生がともに学べるカリキュラム構築に関する大学の方針 (N=124)

大学の方針は「ある」(33.9%) と「検討中」(28.2%) を合わせて 62.1%となっている。

□ある ■ない □検討中



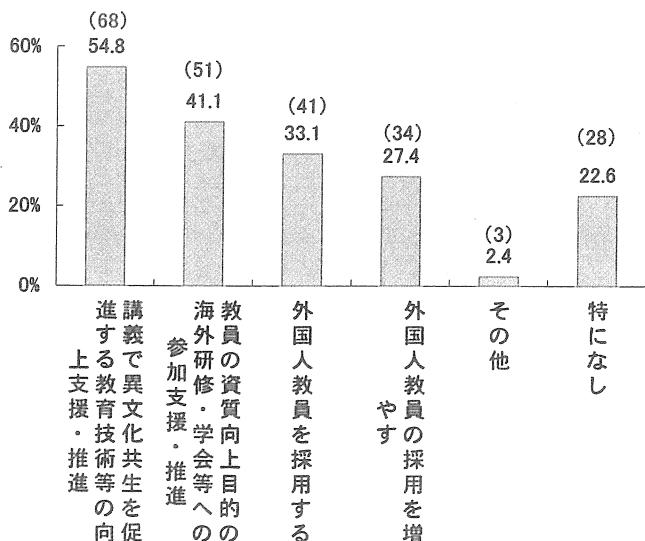
【分析】

- 半数以上の大学が、方針なくしてカリキュラム構築はできないという認識に立ち、取り組んでいると考えられる。

2. 受入れ留学生と日本人学生がともに学べるカリキュラム構築に有効な取組

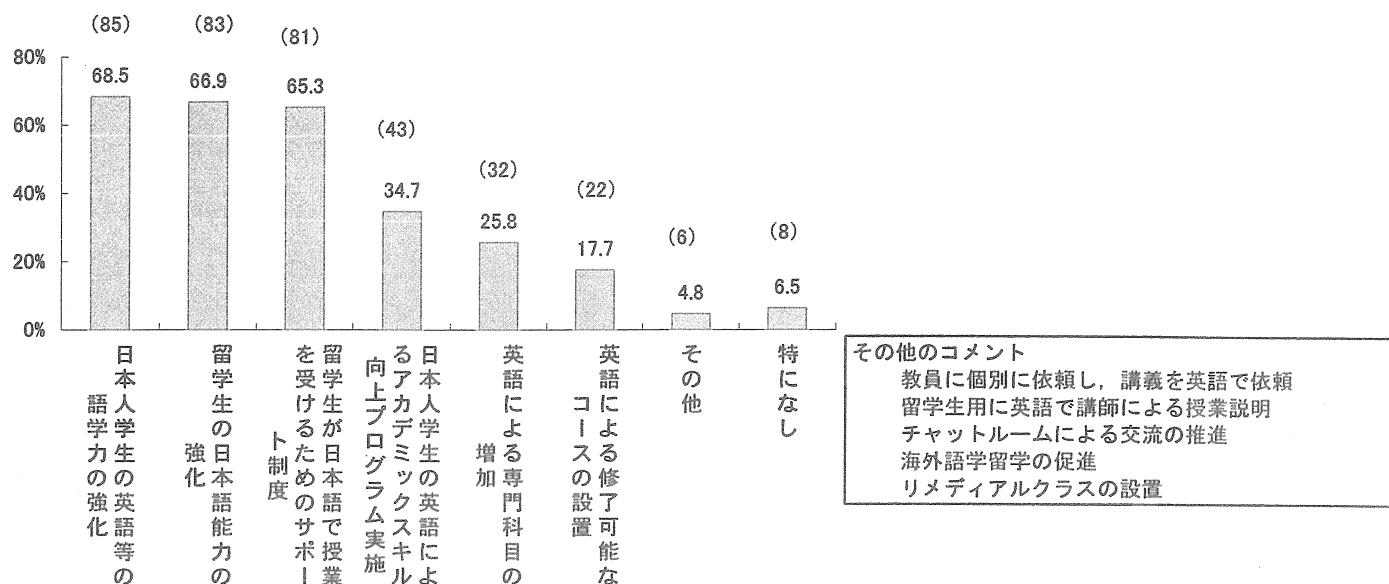
【2-1】外国人教員の確保と資質向上について (N=124) ※複数回答可

「講義で異文化共生を促進する教育技術等の向上支援・推進」(54.8%)、「教員の資質向上目的の海外研修・学会等への参加支援・推進」(41.1%) が上位を占める。また、「外国人教員を採用する」(33.1%)、「外国人教員の採用を増やす」(27.4%) という大学が一定数見られる。



【2-2】言語に関わる学習環境の整備について (N=124) ※複数回答可

「日本人学生の英語等の語学力の強化」(68.5%)、「留学生の日本語能力の強化」(66.9%)が上位を占める。一方、「日本人学生の英語によるアカデミックスキル向上」(34.7%) や「英語による専門科目増加」(25.8%)となると、実施率は低下する。



【分析】

- 約70%の大学が、日本人学生の語学力強化を行っているが、語学教育ではない専門教育における外国人教員の活用については未だ充分とは言えず、今後の課題であると考えられる。
- 「その他」の内容を見ると、これらのこととを個別の教員に頼っている実態もうかがえる。

3. カリキュラム全体に占める、英語による開講科目（外国語学科目は除く）の割合

1. 学部 ※学部非設置の1大学は除く (N' = 123)

a.全開講科目数（外国語学科目は除く）

b.英語による開講科目数（外国語学科目は除く）

(平成20年5月1日現在)

% (b ÷ a)

※中段(n)：該当学部保有校数中分布

1 人文社会系	0%	1%	2%	3%	4%	5%	6%	7%	8%	9%	10～19%	20～29%	30%以上	
	(%) N'=123	37.4	12.2	4.1	4.1	4.1	1.6	3.3	0.8	0.8	0.8	6.5	2.4	0.8
n=97		47.4	15.5	5.2	5.2	5.2	2.1	4.1	1.0	1.0	1.0	8.2	3.1	1.0
(実数)		46	15	5	5	5	2	4	1	1	1	8	3	1

2 理工系	0%	1%	2%	3%	4%	5%	6%	7%	8%	9%	10～19%	20～29%	30%以上
	(%) N'=123	30.9	3.3	0.8	0.8	0.8	0.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
n=46		82.6	8.7	2.2	2.2	2.2	2.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(実数)		38	4	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0

3 医歯系	0%	1%	2%	3%	4%	5%	6%	7%	8%	9%	10～19%	20～29%	30%以上
	(%) N'=123	9.8	0.8	0.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
n=14		85.7	7.1	7.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(実数)		12	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0

4 その他系	0%	1%	2%	3%	4%	5%	6%	7%	8%	9%	10～19%	20～29%	30%以上	
	(%) N'=123	35.0	6.5	1.6	4.1	0.8	0.0	0.8	0.8	0.0	0.8	2.4	0.8	0.8
n=67		64.2	11.9	3.0	7.5	1.5	0.0	1.5	1.5	0.0	1.5	4.5	1.5	1.5
(実数)		43	8	2	5	1	0	1	1	0	1	3	1	1

合計	0%	1%	2%	3%	4%	5%	6%	7%	8%	9%	10～19%	20～29%	30%以上	
	(%) N'=123	51.2	14.6	7.3	7.3	3.3	0.8	5.7	2.4	0.0	1.6	2.4	2.4	0.8
n=123		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(実数)		63	18	9	9	4	1	7	3	0	2	3	3	1

2. 大学院 ※大学院非設置の14大学は除く (N' = 110)

a.全開講科目数（外国語学科目は除く）

b.英語による開講科目数（外国語学科目は除く）

(平成20年5月1日現在)

% (b ÷ a)

※中段(n)：該当研究科保有校数中分布

1 人文社会系	0%	1%	2%	3%	4%	5%	6%	7%	8%	9%	10～19%	20～29%	30%以上	
	(%) N'=110	40.9	10.9	7.3	5.5	1.8	4.5	3.6	0.9	0.0	0.9	0.9	0.9	3.6
n=90		50.0	13.3	8.9	6.7	2.2	5.6	4.4	1.1	0.0	1.1	1.1	1.1	4.4
(実数)		45	12	8	6	2	5	4	1	0	1	1	1	4

2 理工系	0%	1%	2%	3%	4%	5%	6%	7%	8%	9%	10～19%	20～29%	30%以上	
	(%) N'=110	26.4	1.8	3.6	1.8	0.0	0.9	1.8	0.9	0.0	0.9	1.8	0.9	0.0
n=45		64.4	4.4	8.9	4.4	0.0	2.2	4.4	2.2	0.0	2.2	4.4	2.2	0.0
(実数)		29	2	4	2	0	1	2	1	0	1	2	1	0

3 医歯系	0%	1%	2%	3%	4%	5%	6%	7%	8%	9%	10～19%	20～29%	30%以上
	(%) N'=110	9.1	0.0	0.0	0.0	0.9	0.0	0.0	0.0	0.0	1.8	0.0	0.9
n=14		71.4	0.0	0.0	0.0	7.1	0.0	0.0	0.0	0.0	14.3	0.0	7.1
(実数)		10	0	0	0	1	0	0	0	0	2	0	1

4 その他系	0%	1%	2%	3%	4%	5%	6%	7%	8%	9%	10～19%	20～29%	30%以上	
	(%) N'=110	38.2	0.9	0.9	1.8	0.0	0.9	0.0	0.9	0.0	0.0	4.5	1.8	0.9
n=56		75.0	1.8	1.8	3.6	0.0	1.8	0.0	1.8	0.0	0.0	8.9	3.6	1.8
(実数)		42	1	1	2	0	1	0	1	0	0	5	2	1

合計	0%	1%	2%	3%	4%	5%	6%	7%	8%	9%	10～19%	20～29%	30%以上	
	(%) N'=110	50.0	10.0	12.7	7.3	0.9	4.5	3.6	0.9	0.0	2.7	2.7	0.0	4.5
n=110		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(実数)		55	11	14	8	1	5	4	1	0	3	3	0	5

学部の場合、一科目も実施されていない大学が63大学(51.2%)、1~9%実施している大学が53大学(43.0%)、10%以上実施している大学が7大学(5.6%)であった。理工系、医歯系は約80%以上の大学において一科目も開講されていない。

大学院の場合、一科目も実施されていない大学が55大学(50.0%)、1~9%実施している大学が47大学(42.6%)、10%以上実施している大学が8大学(7.2%)であった。100%、つまり英語のみで学位が取れるという大学(研究科)も少数ながら存在する。

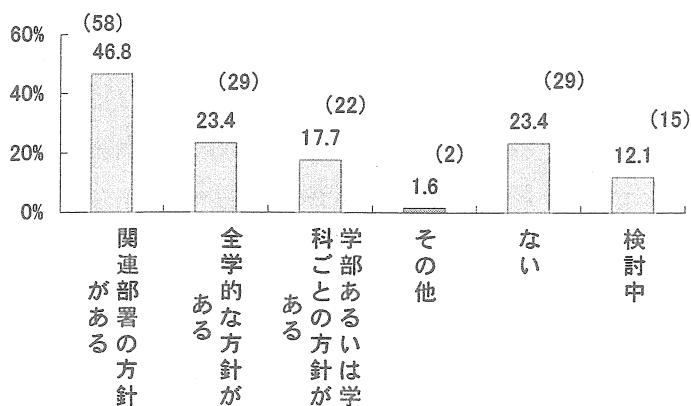
【分析】

- 英語による開講科目数を一定数以上確保しようとすれば、外国人教員の採用は必須である。しかし、任用形態や処遇の問題もあり、カリキュラム構築に関する大学の方針が打ち出されていなければ、実現は難しいと考えられる。

II. 正 課 外

4. 学内における日本人学生と留学生との交流方針 (N=124) ※複数回答可

「関連部署の方針がある」(46.8%) の割合が最も高い。交流方針「なし」が 23.4%であることからも、大半の大学に「方針」が必要であるとの認識があると考えられる。



【分 析】

- 交流方針が「ない」大学が約 20%を占める。
- 各大学では「国際化」をキーワードとして、海外拠点の設置、協定校の拡充や学生・研究者交流、それに伴う受入れ体制の充実等を図っているが、とりわけ、政府が打ち出した「留学生受入れ 30 万人計画」の実現に向かうのであれば、「全学的な交流方針」の策定、留学生が日本での充実した留学生活をおくれるような支援策の展開が必要であると考える。

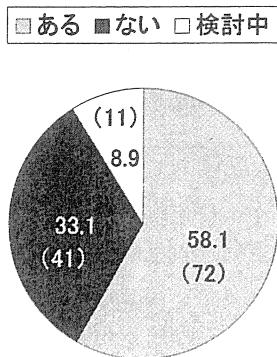
【クロス集計】

- 「全学的な方針がある」と回答した大学の内訳を見ると、学生数 3,000 人以上、受入れ留学生数 100 人以上、受入れ国 11 カ国以上の大学の回答割合がやや高い。

5. 学生同士が助け合う組織（ピアサポート等）について

【5-1】学生同士が助け合う組織（ピアサポート等）(N=124)

「ある」(58.1%) と「検討中」(8.9%) を合わせて 67.0%となっている。過半数の大学で何らかの学生同士が助け合う組織がある。

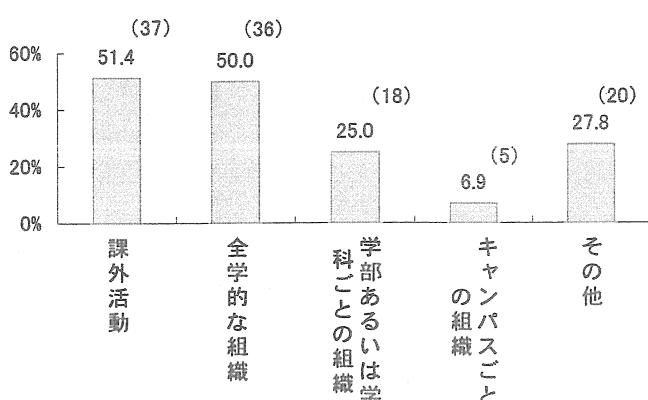


【クロス集計】

- 「ある」と回答した大学の内訳を見ると、学生数 3,000 人以上、受入れ留学生数 300 人以上、受入れ国 11 カ国以上の大学の回答が、70%を占める。
- 「II-4」で日本人学生と留学生との交流方針が「ある」と答えた大学の約 70%は、学生同士が助け合う組織が「ある」と回答している。

【5-2】学生同士が助け合う組織（ピアサポート等）のタイプ（n=72）※複数回答可

「課外活動」（51.4%）および「全学的な組織」（50.0%）がそれぞれ約半数を占めた。「その他」の項目では、国際交流関連部局による組織、寮関係の組織、ボランティア組織など、組織形態の多様化が目立った。



その他のコメント	
国際交流センター主幹	(4)
留学生センターによる組織	(2)
チューター制度	(2)
学生寮でのレジデント・アシスタント制度	(2)
キャンパスメイツ（学習・生活上の相談相手）	(2)
RA制度、バディー制度	
留学生による留学希望の日本人学生相談等	
交換留学生を中心としたサポート体制	
任意団体	
学生の自治組織及び学生によるボランティア	
ビッグシスター（寮）・日本語教授法受講生	
ボランティア組織	
留学生連合会	

【5-3-1】活動期間

5-3-1 活動期間	※複数回答可				
	全学的な組織 n=36	のキャンパスごと n=5	学部あるいは組織 n=18	（課外活動クル等） n=37	その他 n=20
1 1年間を通じて継続的に活動	88.9	80.0	72.2	86.5	75.0
2 留学生の入学時期、受入れ時期に活動	33.3	20.0	44.4	27.0	40.0
3 その他	2.8	20.0	5.6	2.7	15.0

組織の形態にかかわらず、「1年間を通じて継続的に活動」している割合が高い。

【5-3-2】支援形態

5-3-2 支援形態	※複数回答可				
	全学的な組織 n=36	のキャンパスごと n=5	学部あるいは組織 n=18	（課外活動クル等） n=37	その他 n=20
1 日本人学生が留学生を支援する	83.3	100.0	88.9	81.1	90.0
2 留学生が留学生を支援する	47.2	80.0	38.9	35.1	15.0
3 留学生が日本人学生を支援する	11.1	20.0	16.7	8.1	10.0
4 日本人学生と留学生が相互に支援する	33.3	40.0	27.8	35.1	35.0

組織の形態に関わらず、「日本人学生が留学生を支援する」割合が高い。

【クロス集計】

- 【5-3-1】の活動期間のうち、「留学生の入学時期、受入れ時期に活動」について見ると、「学部あるいは学科ごとの組織」（44.4%）と「その他」（40.0%）がやや高く、そのほとんどが、「II-4」日本人学生と留学生との交流方針が「ある」と回答している。
- 【5-3-1】の支援形態のうち、「留学生が日本人学生を支援する」形態をとっていると答えた全ての大学が、「II-4」で交流方針が「ある」と回答している。

【5-3-3】支援内容

5-3-3 支援内容	※複数回答可				
	全学的な組織 n=36	のキャンパスごと n=5	学部ごとの組織 n=18	(課外活動 サークル等) n=37	その他 n=20
1 履修相談	47.2	80.0	61.1	16.2	25.0
2 チューター制度(学習相談等を含む)	61.1	100.0	44.4	18.9	50.0
3 交換留学生や研究員の出迎え	55.6	20.0	27.8	37.8	50.0
4 課外活動に関する相談	41.7	40.0	33.3	37.8	25.0
5 留学相談	30.6	40.0	22.2	8.1	15.0
6 語学教授	47.2	20.0	16.7	24.3	45.0
7 各種イベントのサポート	66.7	60.0	33.3	78.4	50.0
8 進学相談	16.7	20.0	11.1	5.4	0.0
9 就職相談	19.4	20.0	22.2	8.1	0.0
10 日常生活全般(アルバイト、住居等)相談	72.2	100.0	50.0	56.8	60.0
11 その他	2.8	0.0	0.0	2.7	5.0

全体的に、「日常生活全般相談」、「各種イベントのサポート」、「チューター制度」の割合が高い

【分析】

- 「履修相談」が「キャンパスごとの組織」(80.0%) または「学部・学科ごとの組織」(61.1%) に多く、「チューター制度」が「全学的な組織」(61.1%) または「キャンパスごとの組織」(100%) が多いのは、学習ベースのサポートがピアサポートの重要な支援内容ととらえていることが推測できる。

【5-3-4】大学の支援等

	※複数回答可				
	全学的な組織 n=36	のキヤンパスごと n=5	学部ごとのい組は n=18	課外活動 n=37	その他 n=20
1 予算の確保(活動経費の一部あるいはすべてを大学負担)	75.0	60.0	55.6	37.8	65.0
2 参加(登録)学生の単位認定(正課の一部として展開・認定)	2.8	0.0	11.1	0.0	10.0
3 参加(登録)学生に奨学金を支給	11.1	0.0	5.6	0.0	10.0
4 参加(登録)学生に報酬・謝礼を支給	36.1	20.0	11.1	10.8	30.0
5 スタッフの募集支援(マーリングリストの設定、webサイトへの掲載等)	47.2	40.0	38.9	16.2	20.0
6 イベントの企画支援(マーリングリストの設定、webサイトへの掲載等)	38.9	40.0	27.8	29.7	30.0
7 参加(登録)学生の事前研修実施	38.9	20.0	33.3	10.8	35.0
8 各種イベントのサポート	58.3	20.0	27.8	54.1	60.0
9 活動スペースの提供	52.8	40.0	33.3	62.2	55.0
10 その他	0.0	0.0	0.0	0.0	5.0
11 特になし	5.6	20.0	16.7	13.5	10.0

「予算の確保」がどのカテゴリーでも高く、大学が何らかの財政的な支援を行っていると推測される。また、「活動スペースの提供」の割合も高く、特に「全学的な組織」、「課外活動」、「その他」の組織形態では半数を超える、大学として何らかのサポートをしていると考えられる。

【分析】

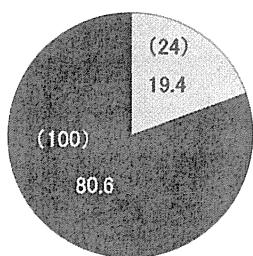
- 「全学的組織」と「課外活動」について、回答大学数が多く、学生同士が助け合う組織の中心的存在となっている。しかし、学生の自発的な組織である「課外活動」に頼りすぎることなく、大学として何らかのサポートをすることが望まれる。また、交流にあたって学生の意識を高めることも重要であると考える。

6. 学内における日本人学生と留学生との交流

【6-1】学内における日本人学生と留学生との交流についての認識 (N=124)

全体の80%を超える大学が、「不十分」であると回答している。

□十分 ■不十分

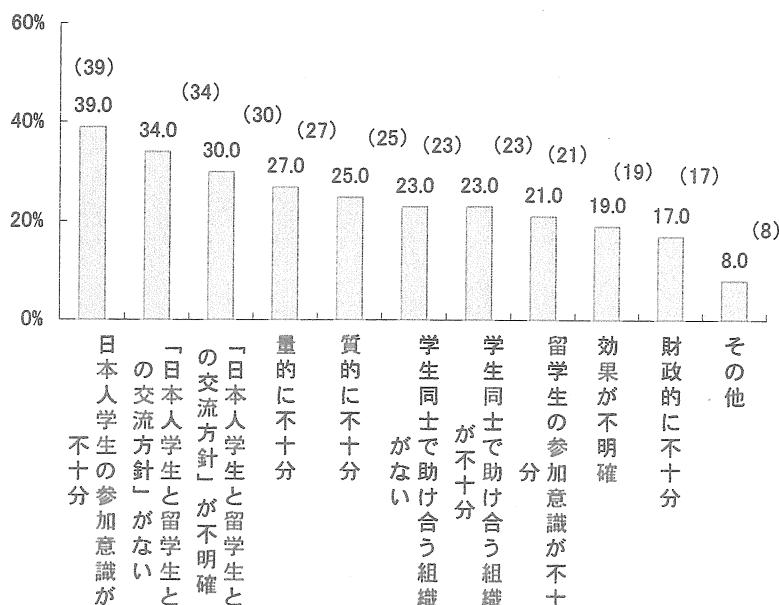


【クロス集計】

- II-4で交流方針が「ある」と回答した大学の約80%が「不十分」と回答している。一方、交流方針が「ない」と回答した大学の約20%が「十分」と回答している。なお、学生数10,000人以上の大学の約40%が「十分」と回答している。

【6-2】その原因（不十分と感じること）(n=100) ※複数回答可

「日本人学生の参加意識が不十分」(39.0%)、「日本人学生と留学生との交流方針がない」(34.0%)が上位を占め、ここでも多くの大学が学生の参加意識の不十分さと大学の方針の必要性を感じている。



【分析】

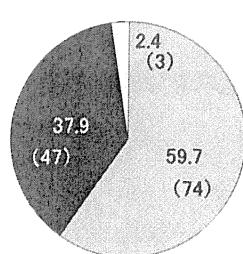
- 「日本人学生の参加意識が不十分」(39.0%) が最も高い。「留学生の参加意識が不十分」(21.0%) と比較しても、日本人学生に主体性が求められていることが推測できる。

7. 学生寮における交流について

【7-1】大学が運営している、留学生が入居対象となっている学生寮（所有・借り上げを含む）(N=124)

※ 複数回答可

ある ない 検討中



【クロス集計】

- 留学生が 100 人以上在籍していても、留学生が入居できる寮を運営していない大学があった。

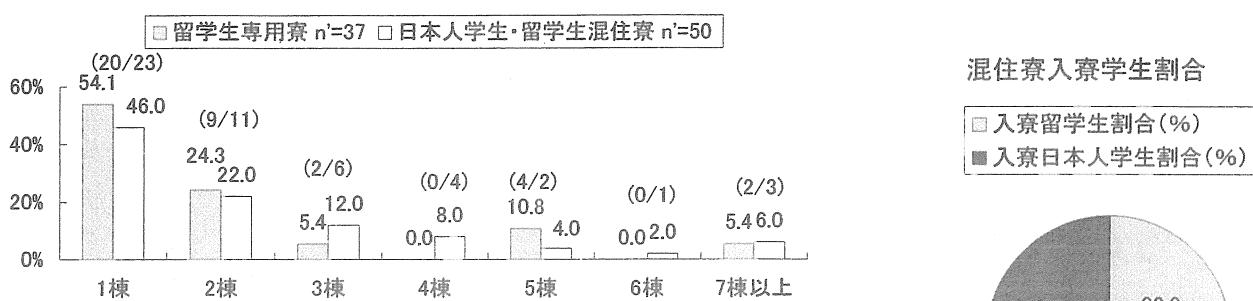
【7-2】寮の概要（平成20年5月1日現在）(n=74)

留学生を対象とした寮を運営している74大学のうち、「留学生専用寮」を提供している大学は37大学(50%)、今回のテーマである「日本人学生・留学生混住寮」を提供しているのは50大学(67.6%)であった。両方を運営しているのは13大学(17%)であった。

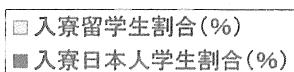
棟数については、専用寮、混住寮とも1棟のみ、ないし2棟が大多数である。部屋数については、専用寮がある大学のうち29大学(78.3%)が50部屋以下の小規模な運営であった。逆に、混住寮がある大学のうち38大学(76%)が50部屋～200部屋以上の大規模な運営を行っている。

寮の概要

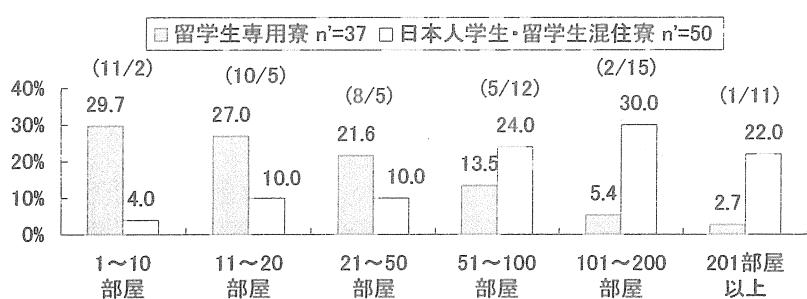
棟数（総数）



混住寮入寮学生割合



部屋数（総数）



入寮留学生割合



入寮留学生数：今回調査の留学生専用寮、日本人学生・留学生混住寮

両方の入寮留学生数の値

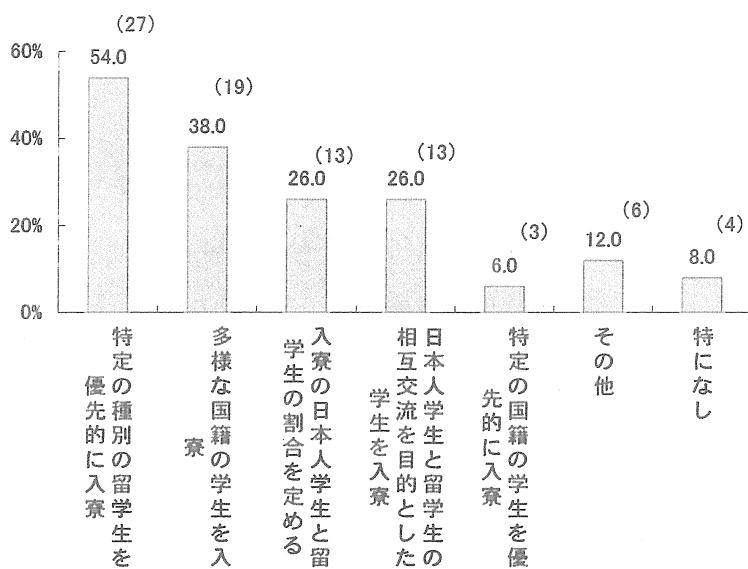
日本人学生数：H19年度学生・教職員数等調査報告書より

【クロス集計】

○混住寮に入居している日本人学生総数と留学生総数の比率は約 7 対 3 で、相互に交流を深めるには適した環境であると考えられる。しかし、寮で生活している日本人学生は全体の 0.6%、一方留学生も 16.0% にすぎず、交流規模が大きいとは言いがたい。

【7-3】混住寮入居方針 (n=50) ※複数回答可

「特定の種別の留学生を優先的に入寮」(54.0%) が最も高く、協定校からの交換留学生などがこの対象になっていると推測できる。第 2 位の「多様な国籍の学生を入寮」(38.0%) が「特定の国籍の学生を優先的に入寮」(6.0%) を圧倒的に上回り、多様性が重視されている。意図的に「日本人学生と留学生の相互交流を目的とした学生を入寮」させる大学が 26.0% あり、混住寮の理想が描かれているといえよう。

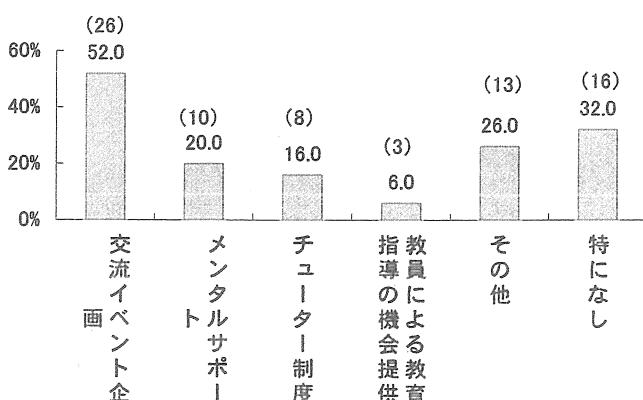


その他のコメント

女子のみ
日本語で生活をさせる。規則を遵守させる。
男性のみ
男／日本人と留学生混住、女／留学生専用
留学生は1年間原則入居、日本人学生は選考
同じ派遣元大学や同じ学部でまとめる

【7-4】混住寮における留学生支援 (n=50) ※複数回答可

「交流イベント企画」(52.0%) が最も高く、「特になし」(32.0%) が続いた。異文化の環境で生活している留学生のためのメンタルサポートや学習サポートはあまり活発には行われていない。



その他のコメント

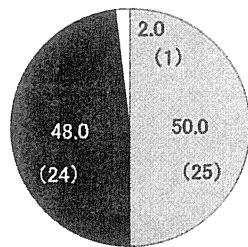
レジデント アシスタントの配置 (4)
生活支援 (2)
入居費補助
舍監による人権問題啓発教育
舍監制度
ビッグシスター制度
寮のイベント
留学生アドバイザー制度
同室者及び寮生委員会の生活指導・サポート

【7-5-1】混住寮における学生スタッフの活用 (RA:レジデント・アシスタント制度等) (n=50)

※複数回答可

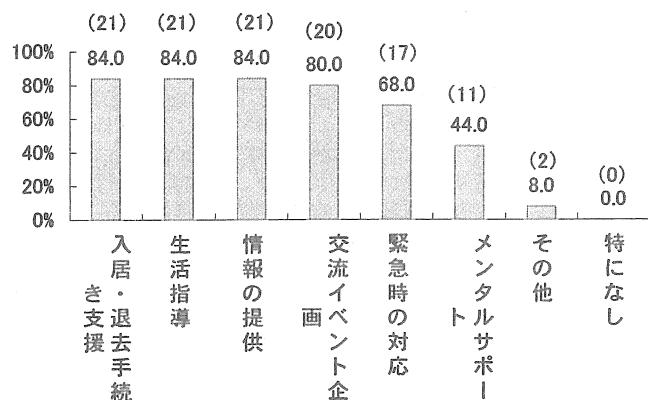
50%の大学がすでに学生スタッフを活用している。

ある ない 検討中



【7-5-2】学生スタッフの役割 (n=25) ※複数回答可

「入居・退去手続き支援」(84.0%)、「生活指導」(84.0%)、「情報の提供」(84.0%)、「交流イベント企画」(80.0%)がそれぞれ約8割を占めた。

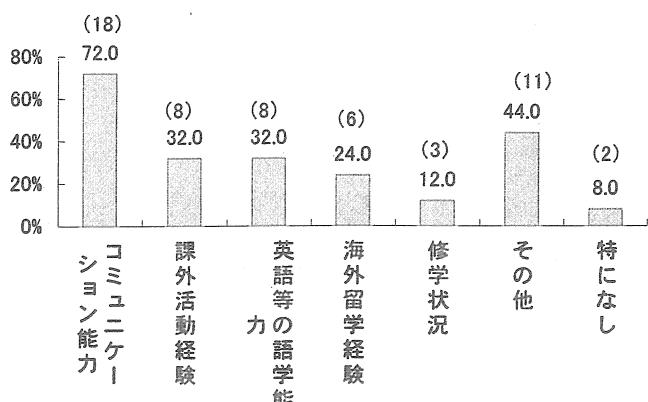


【分析】

- 「緊急時の対応」や「メンタルサポート」で学生がどの程度の役割を担っているかは本調査では明らかではないが、重要な点であることから、ガイドラインや対応マニュアル等が整備されているかなど、検討する必要があると考えられる。

【7-5-3】学生スタッフの選考基準 (n=25) ※複数回答可

「コミュニケーション能力」(72.0%)が最も高かった。「その他」(44.0%)の内容を見ても、「責任感」や「リーダーシップ」などの回答が多く、経験や能力よりも人間性を重視する傾向である。

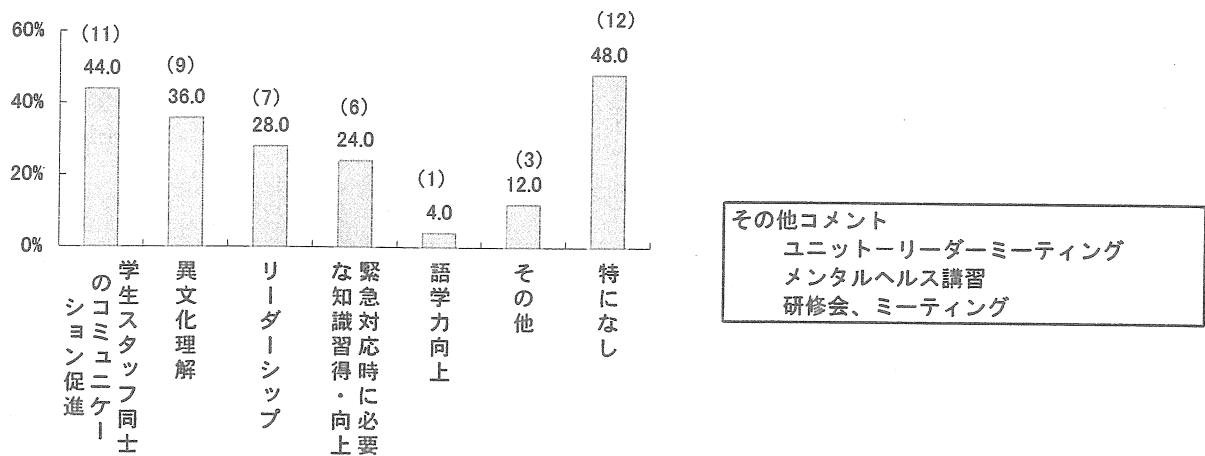


その他のコメント

寮生 (2)
リーダーシップの有無
社交性、積極性など
責任感
人物
適応能力
選挙により選出等
異文化理解に対する意欲やリーダーシップ
生活態度、意欲を考慮する
責任感、協調・積極性、実行力、指導管理力

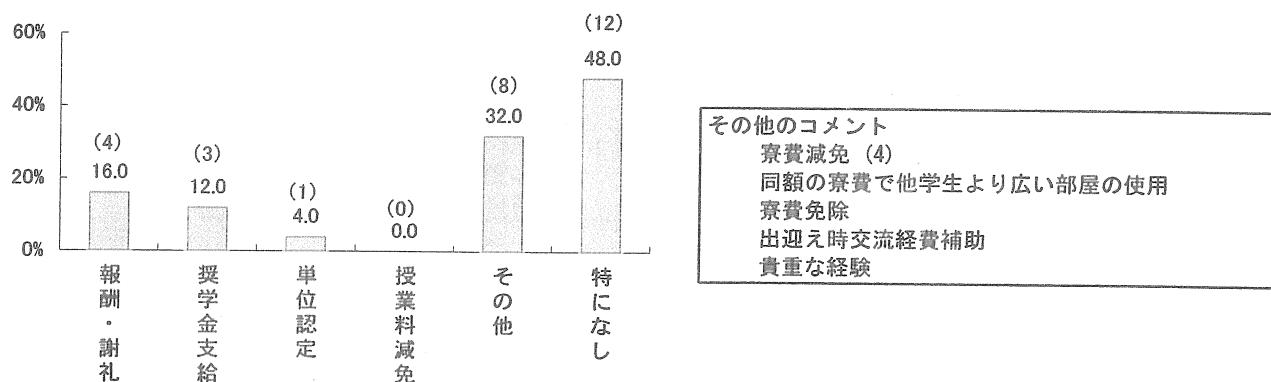
【7-5-4】学生スタッフのトレーニング内容 (n=25) ※複数回答可

「学生スタッフ同士のコミュニケーション促進」(44.0%) や「異文化理解」(36.0%) の割合が高かった。



【7-5-5】学生スタッフに対するインセンティブ (n=25) ※複数回答可

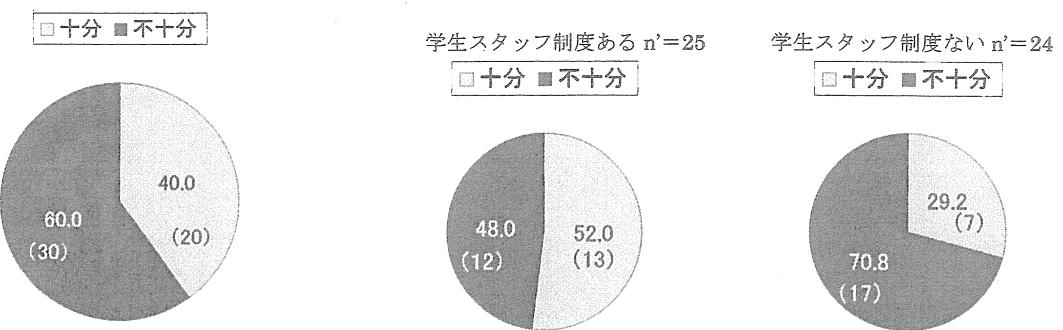
インセンティブを提供している大学は、経済的な支援がほとんどであり、教育上の効果を認めて単位認定しているのは1大学のみだった。「その他」(32.0%) として「寮費減免」と回答した大学が複数あった。「特になし」と回答した大学も48.0%あった。



【分析】

- 学生スタッフについては、RA（レジデント・アシスタント）などを活用する実態はあるが、ほとんどは学生個々人の資質に依存しており、トレーニング内容などを含め、体系化された運営はまだなされていないと考えられる。
- 学生スタッフの活用に関するノウハウが共有されることが重要で、そのためには国内/海外を問わず先駆的な取り組みを行っている大学から学ぶことも大切であると考えられる。

【7-6-1】混住寮における日本人学生と留学生との交流についての認識 (n=50)

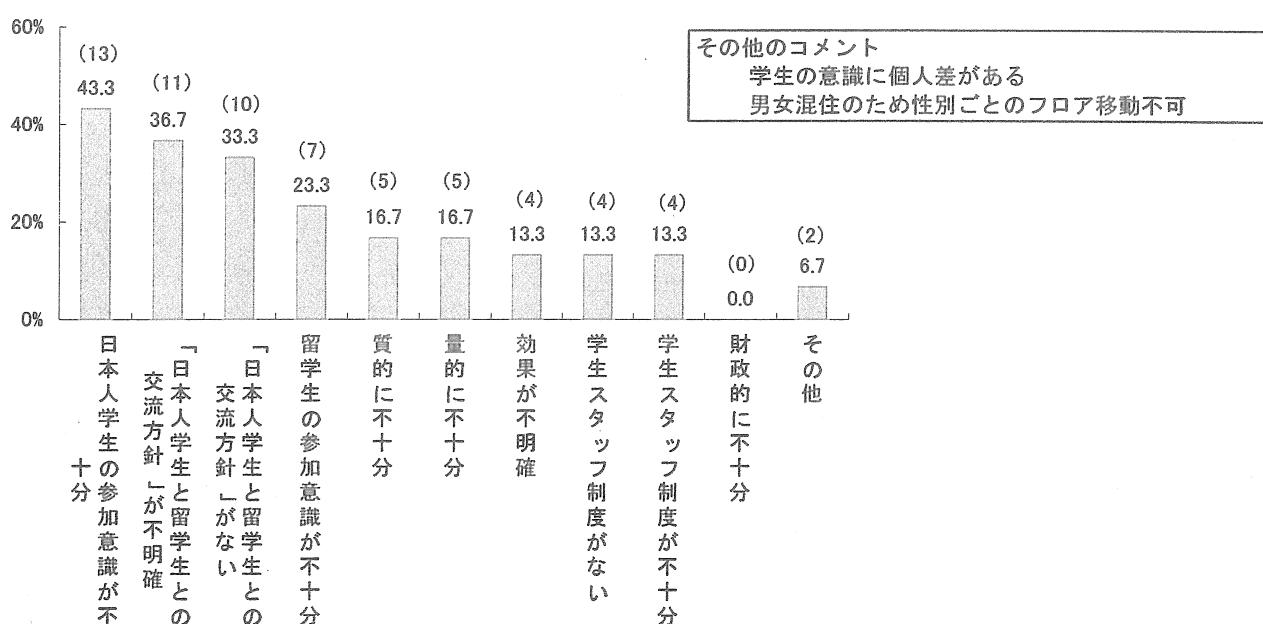


【クロス集計】

- 学生スタッフ制度の有無で比較すると、制度がない大学の方が「不十分」と回答した割合が高く、学生スタッフ制度の活用により、日本人学生と留学生との交流が活性化されると見る人は多いと考えられる。

【7-6-2】その原因（不十分と感じること）(n=30) ※複数回答可

「日本人学生の参加意識が不十分」(43.3%) が「留学生の参加意識が不十分」(23.3%) を大きく上回り、【6-2】と類似した結果となった。「日本人学生と留学生との交流方針が不明確」(36.7%)、「日本人学生と留学生との交流方針がない」(33.3%) も上位を占め、ここでも大学としての方針が必要であるという認識が見られる。



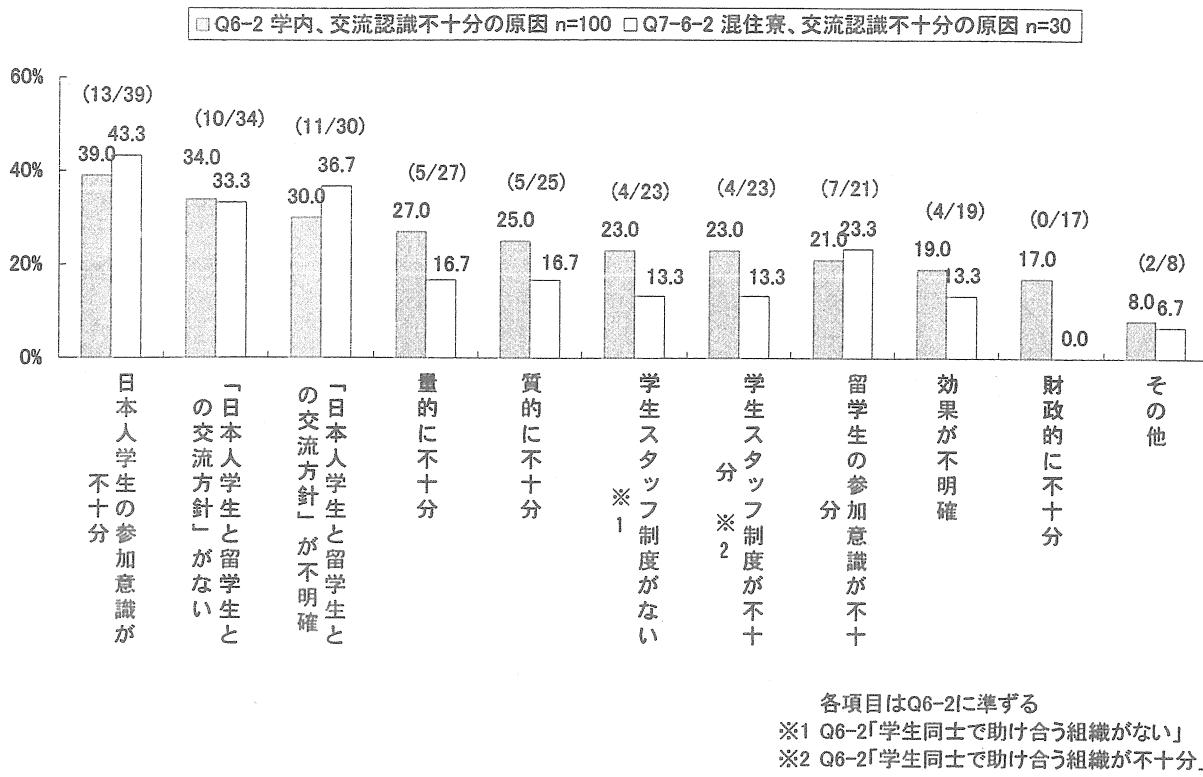
【分析】

- 「財政的に不十分」と回答した大学は全くなかったが、設問【7-5-5】の学生スタッフへのインセンティブがまだ充実していないからこそ、財政的な原因がまだ上がってこないとも考えられる。

【参考】

【6-2】学内における日本人学生と留学生との交流認識、不十分の原因 (n=100)

【7-6-2】混住寮における日本人学生と留学生との交流認識、不十分の原因 (n=30)



調査分析を終えて

「国際教育・交流調査 2008」では、正課と正課外の両面から交流状況の現状と課題を浮き彫りにするという趣旨のもとに実施した。特に正課外の交流状況においては、イベント的ではなく日常的に持続する交流の重要性を意識して調査を行った。

その結果、日本人学生と留学生が必然的に交じり合う仕組みを作り、十分な交流を実現させるためには、大学の方針や、参加を促す仕組み（留学生との交流の意義を日本人学生に十分にアピールし、大学も何らかのサポートをして魅力ある相互交流の体制つくりを行う等）が重要であるとの認識を得るに至った。

しかし一方において、日本の物価高や世界的金融情勢が不安定な状況下、特にアジア圏からの留学生にとっては、アルバイトをせざるを得ず、十分な交流の時間を取りことの困難さも推察される。

また、学生寮における交流についての調査結果から、現在の日本の大学における学生寮の意味を考えたとき、大半の大学においては財政的・物理的側面から寮を持つ困難さがあり、生活の場である学生寮を舞台とした留学生と日本人学生との交流は事実上厳しいと言わざるを得ない。

このような状況を踏まえれば、日本の大学における留学生と日本人学生がともに学ぶ環境は、「キャンパス」の中で作り上げて行くことが主流となっていくべきと考えられる。

本調査結果をご活用いただき、現在「不十分」と感じている留学生と日本人学生との交流状況を活性化するため、各加盟大学において、交流状況についての点検・評価とともに課題の全学的共有と解決の契機とされることを期待したい。

4. 資料

2008年度国際教育・交流推進協議会 実施概要

I. 開催目的

高等教育を取り巻く環境は、依然として激変している。「教育振興基本計画」の閣議決定（平成20年7月1日）、並びに文部科学省等六省による「留学生30万人計画」の骨子」の公表（平成20年7月29日）を受けて、わが国では「留学生30万人計画」の策定・実施という新たな目標が掲げられ、その具体化が図られつつある。同時に、中央教育審議会では、学位の国際通用性を確立すべく、「学士力」をいかに質保証するかについての審議が進められ、「学士課程教育の構築に向けて」（答申）がとりまとめられた（平成20年12月24日）。この二つの事象は、わが国が、数値目標と高等教育の質保証という二つの国家目標を設定するに至ったことを示している。

このような状況下において、「留学生30万人計画」では、国際交流の理念が、援助から人材育成・獲得へと大きく変化してきている。わが国が国境を越えた人材育成と、優秀な留学生の日本企業への就職、日本社会への定着に取り組もうとしている今、わが国への留学生の多くを受入れている私立大学には、これを担うにふさわしい大学教育の新展開と、社会が求める人材の育成が求められてくることは必至である。

本協議会では、国境を越えた人材育成の取り組み・展開について、国、産業界とともに、それぞれの立場から考察・発題を行うとともに、産官学共同による新たな展開の可能性について意見交換を行った。

II. テーマ：産官学共同で考える国境を越えた人材育成－国際教育・交流の新たな理念－

III. 開催概要

開催日：平成20年11月28日（金）

会 場：アルカディア市ヶ谷

参加者：68人（内加盟大学43大学61人）

IV. プログラム

（1）国際連携委員会報告

①「国際教育・交流調査2008」結果概要

高 橋 史 郎（国際連携委員会委員、早稲田大学留学センター事務長）

②「留学生受け入れにおける危機管理体制の構築のために一ガイドライン策定のためのチェックリスト」

岸 澤 輝 明（国際連携委員会委員、拓殖大学国際部長）

③国際連携委員会研究報告

浅 野 祥 司（国際連携委員会委員、日本大学学務部国際課長）

（2）発題

①我が国の留学生政策の概要

発題者：江 崎 典 宏 氏（文部科学省 高等教育局学生支援課留学生交流室長）

②日本企業における留学生の就職～現状と課題～

発題者：田 籠 喜 三 氏（富士通株式会社 人事部人材採用センター部長）

（3）意見交換会・閉会

（4）情報交換会

「国際教育・交流調査 2008」実施要項

社団法人日本私立大学連盟
国際連携委員会
国際教育・交流調査分科会

I. 本調査実施の目的

本連盟国際連携委員会では、加盟大学の国際教育・交流推進に資するため「国際教育・交流調査」を実施しております。同調査はデータ設問とテーマ設問の二つの柱から成り、特に本年度のテーマ設問は「受入れ留学生と日本人学生との交流状況ーともに学ぶ環境創成のためにー」の視点から調査を実施いたします。

調査結果は、加盟大学へご報告するとともに、「2008年度国際教育・交流推進協議会」(平成20年11月28日、アルカディア市ヶ谷にて開催予定)において概要をご報告し、またその後の対外的要望活動に活用させていただきます。

II. 実施期間：平成20年9月8日（月）～10月3日（金）

III. 回答方法

本調査は「インターネット調査」形式にて実施いたします。2頁～7頁の「データ設問：記入要項」並びに「テーマ設問：調査項目一覧」で内容をご確認の上、下記URLにアクセスしてご回答ください。

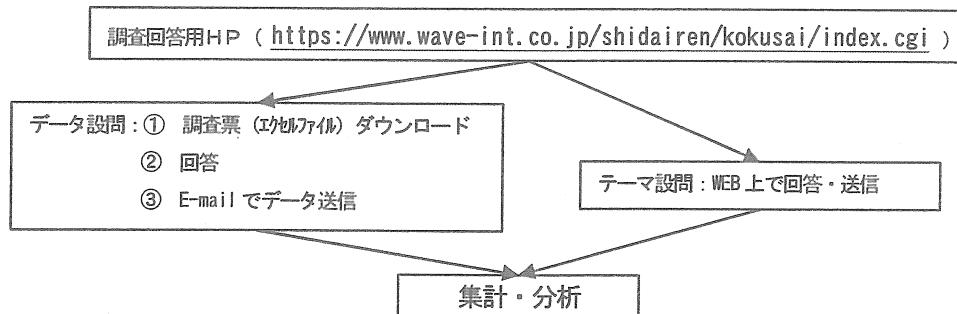
<https://www.wave-int.co.jp/shidaiрен/kokusai/index.cgi>

【留意点】

1. 1大学1回答のみ有効となります。
2. 国際教育・交流部門責任者あるいはそれに準じる方がご回答ください。
3. ご回答に際しては、大学ごとのID並びにパスワードが必要となります。

貴大学のID並びにパスワードは、会員代表者宛に通知しております。

【回答イメージ】



IV. 調査結果（とりまとめ方法等）

1. 「データ設問」は、大学別・国籍別等により集計いたします。
※本連盟が個別大学の数値を加盟大学以外に公表することはありません。
2. 「テーマ設問」は、加盟大学全体で集計・分析いたします。
3. 調査結果は、報告書としてとりまとめるとともに、本連盟ホームページの加盟大学専用ページ「データライブラリー」に掲載する予定です(過去の調査結果については「データライブラリー」に掲載しております。ただし、利用の際には、予め利用登録が必要です)。

V. 問い合わせ

【本調査並びに調査内容等に関する問い合わせ】

社団法人日本私立大学連盟 教学支援担当 (担当: 加賀崎、日野)

電話: 03-3262-3603 (直通) メール: kyogaku@shidaiрен.or.jp

【回答用HP（ログイン後）の動作に関する問い合わせ】

株式会社ウェイヴインターナショナル (企画室: 松下)

電話: 03-6226-6151

メール: matsushita@wave-int.co.jp

データ設問：記入要項

I. 調査内容

- I-1 外国人留学生受入れ状況（学部）（平成20年5月1日現在）
- I-2 外国人留学生受入れ状況（大学院）（平成20年5月1日現在）
- I-3 外国人留学生受入れ状況（専攻科・別科／聴講生・選科生・研究生等）（平成20年5月1日現在）
- II-1 学生の海外派遣状況（学部）（平成19年度実績）
- II-2 学生の海外派遣状況（大学院）（平成19年度実績）

II. 回答方法

1. 調査票は下記URLよりダウンロードしてください。

<https://www.wave-int.co.jp/shidairen/kokusai/index.cgi>

※ダウンロードに際しては、IDとパスワード（半角英数字）が必要となります。

貴大学のIDとパスワードは、会員代表者宛に通知しております。

2. ダウンロードした調査票（エクセルファイル）には5種類のシートが入っています。

【エクセルファイル内のシート】

- ・I-1 外国人留学生受入れ状況調査票（学部）（平成20年5月1日現在）
- ・I-2 外国人留学生受入れ状況調査票（大学院）（平成20年5月1日現在）
- ・I-3 外国人留学生受入れ状況調査票（専攻科・別科／聴講生・選科生・研究生等）（平成20年5月1日現在）
- ・II-1 学生の海外派遣状況調査票（学部）（平成19年度実績）
- ・II-2 学生の海外派遣状況調査票（大学院）（平成19年度実績）

3. 「大学番号（4桁）」欄には、文部科学省「学校基本調査」で使用している貴大学の4桁の大学番号を入力してください。

4. いずれの調査票も、「国籍」並びに「行先国名」欄には、B列に50音順に掲載してある国・地域名からセルをコピーして貼り付けてください。

→「国・地域コード」欄にはコード番号が自動的に表示されます。

5. 多重国籍の場合は、いずれか一つの国籍を選択してください。

6. 担当部署別にファイル（シート）を分けて作成する場合や、予め用意してある調査票の行数で回答が収まらない場合には、エクセルの「編集」メニューから「シートのコピー」をして、複数枚に分けてご回答ください。

7. ご回答内容についてお問合せさせていただくことがありますので、各調査票に記入担当者の氏名、電話番号等を必ずご記入ください。

8. 入力終了後、保存の上、下記メールアドレスまで添付送信してください。なお、データ保存の際、ファイル名は「2008 私大連盟調査票****」としてください。
（****は、文部科学省「学校基本調査」で使用している貴大学の4桁の大学番号）

＜データ送信先＞件 名：私大連：国際教育・交流調査 2008
データ送信先：kokusai@shidairen.or.jp

III. 本調査における用語の定義

外国人：日本の国籍を有しない者をいう。

留学生：日本の大学に留学する目的を持って入国した外国人学生である。すなわち、出入国管理及び難民認定法第2条の2別表第1の4に定める「留学」（本邦の大学若しくはこれに準ずる機関、専修学校の専

門課程、外国において12年の学校教育を修了した者に対して本邦の大学に入学するための教育を行う機関又は高等専門学校において教育を受ける活動)による在留資格によって、入国した者である。

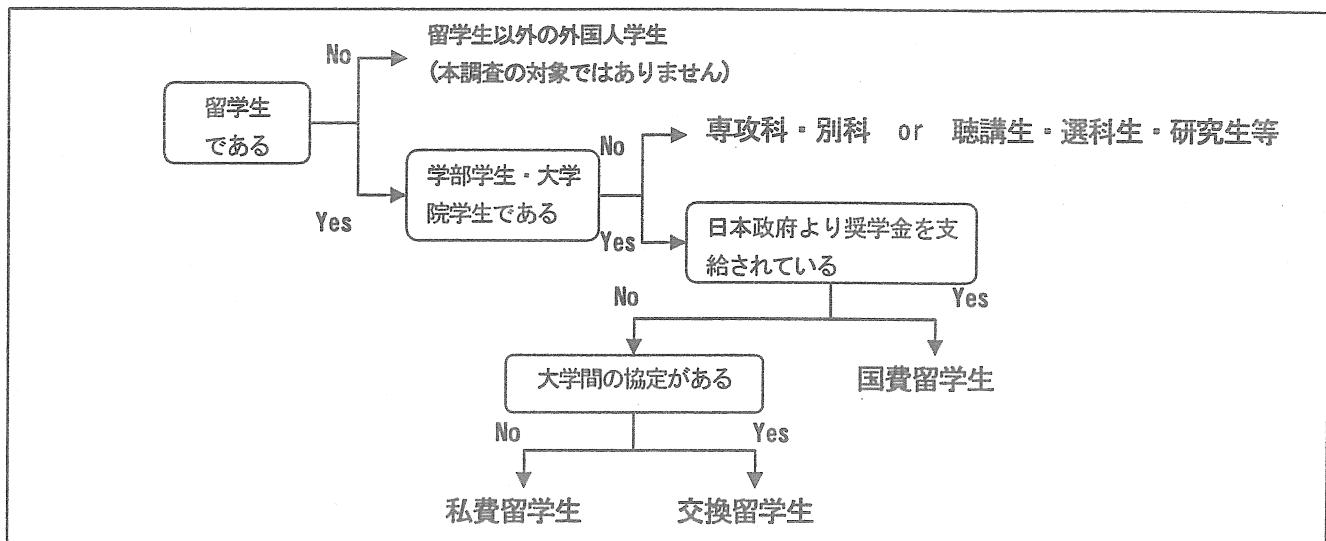
なお、同法による他の在留資格によって入国し、その後所定の手続きを経て上記に定める資格に変更することを許された者も留学生として扱う。(文部科学省「学校基本調査」より)

【I. 外国人留学生受入れ状況】

交換留学生：外国の大学との協定により受入れた留学生。

国費留学生：日本政府より奨学金を支給されている留学生。

私費留学生：交換留学生、国費留学生の区分に該当しない留学生。



【II. 学生の海外派遣状況】

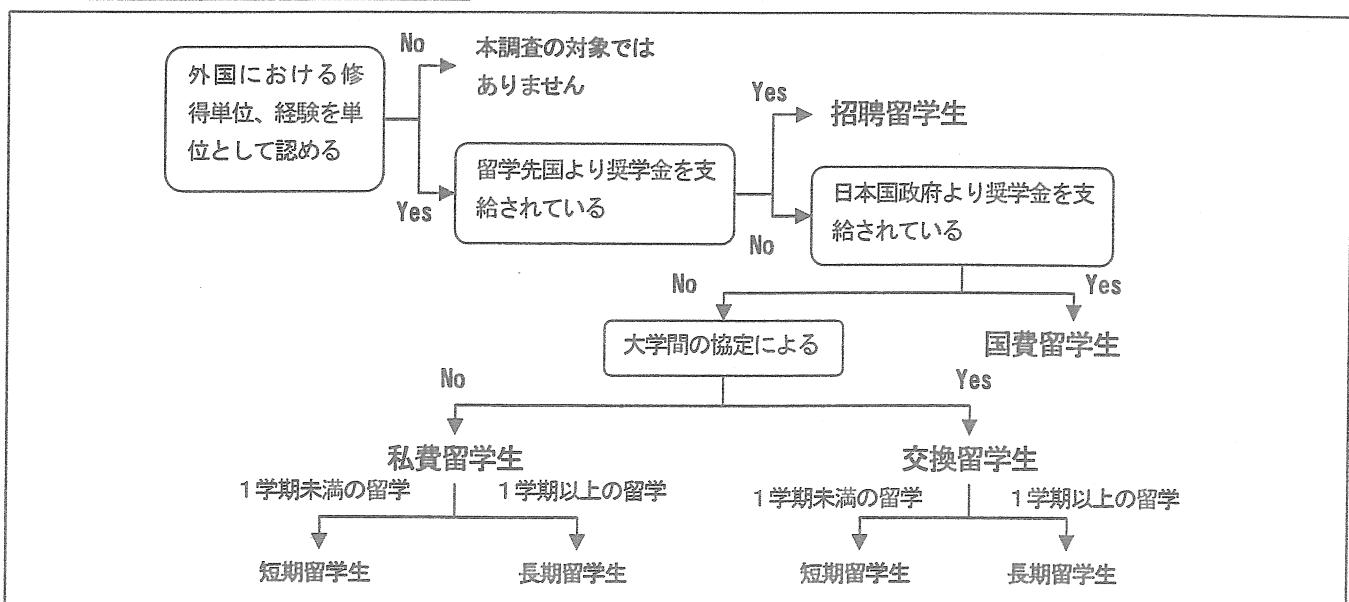
交換留学生：外国の大学との協定に基づいて派遣し、期間の長短、査証の種類に関わらず、外国の大学における修得単位、経験等を貴大学の単位として認める学生。協定による派遣であっても、制度として修得単位を認めない場合は除く。

※「協定」とは、両大学長、学部長等の捺印又はサインを交わした正式文書だけではなく、正式文書としては両大学取り交わしていないなくても、派遣に関わる事務文書が大学等に存在し、交流実績がある取り決め又は覚書等も含む。(日本学生支援機構「協定等に基づく日本人学生留学状況調査」より)

国費留学生：日本国政府(文部科学省等)より奨学金を支給されている学生。

招聘留学生：留学先国の政府、民間団体などから奨学金を支給されている学生。

私費留学生：交換留学、国費留学、招聘留学の形態をとらずに出国した学生のうち、外国における修得単位、経験等を貴大学の単位として認める学生。査証等から「留学」であることが明らかでも、貴大学の単位として認めない学生は除く。



テ　ー　マ　設　問　：　調　査　項　目　一　覧

- ※右記 URL にアクセスし、ご回答ください <https://www.wave-int.co.jp/shidairen/kokusai/index.cgi>
- 設問 3 のご回答参考資料「平成 20 年度設置テーブル（学部・大学院）」（エクセルファイル 20kokusai_setti-table.xls）は、このページからダウンロードしていただけます。
- ※ご回答に際しては、ID とパスワード（半角英数字）が必要となります。
貴大学の ID とパスワードは、会員代表者宛に通知しております。
- ※平成 20 年 5 月 1 日現在の状況についてご回答ください。

テーマ：受入れ留学生と日本人学生との交流状況 一ともに学ぶ環境創成のために一

I. 正 課

1. 受入れ留学生と日本人学生がともに学べるカリキュラム構築に関する大学の方針

- ①ある ②ない ③検討中

2. 受入れ留学生と日本人学生がともに学べるカリキュラム構築に有効な取組

【2-1】外国人教員の確保と教員の資質向上について ※複数回答可

- ①外国人教員を採用する ②外国人教員の採用を増やす
 ③教員の資質向上を目的とした海外研修・学会等への参加支援・推進
 ④講義における異文化共生を促進する教育技術等の向上支援・推進
 (ディスカッション、グループワーク、プレゼンテーション、フィールドトリップ (各種見学)、コメントシートの利用、Learning Management System (LMS) (Blackboard, Moodle 等) の利用等)
 ⑤その他 () ⑥特になし

【2-2】言語に関する学習環境の整備について ※複数回答可

- ①日本人学生の英語等の語学力の強化 ②留学生の日本語能力の強化 ③英語による専門科目の増加
 ④英語による修了可能なコースの設置
 ⑤日本人学生の英語によるアカデミックスキル向上のためのプログラム実施
 ⑥留学生が日本語で授業を受けるためのサポート制度
 (日本語・日本事情の授業、学習上のアドバイザー、チューター制度等)
 ⑦その他 () ⑧特になし

3. カリキュラム全体に占める、英語による開講科目（外国語学科目は除く）の割合

※ご回答に当たっては、8 頁以降の「平成 20 年度設置テーブル（学部・大学院）」を参照し、貴大学設置学部・研究科の系統区分を確認し、各系統別に合算して科目数を記入してください。

※同一科目において、英語による開講が行われているクラス・行われていないクラスが混在する場合は、「英語による開講科目」としてカウントしてください。

①学部

(平成 20 年 5 月 1 日現在)

系統区分	a. 全開講科目数 (外国語学科目は除く)	b. 英語による開講科目数 (外国語学科目は除く)	% (b ÷ a、自動計算)
人文社会系			
理工系			
医歯系			
その他系			
合 計			

(平成 20 年 5 月 1 日現在)

系統区分	a. 全開講科目数 (外国語学科目は除く)	b. 英語による開講科目数 (外国語学科目は除く)	% (b ÷ a、自動計算)
人文社会系			
理工系			
医歯系			
その他系			
合 計			

※a・b 欄を記入するとそれぞれ自動計算されます。

II. 正課外

4. 学内における日本人学生と留学生との交流方針 ※複数回答可

- ①全学的な方針がある
- ②学部あるいは学科ごとの方針がある
- ③関連部署の方針がある
- ④その他 ()
- ⑤ない
- ⑥検討中

5. 学生同士で助け合う組織（ピアサポート等）について

【5-1】学生同士で助け合う組織（ピアサポート等）

- ①ある → 設問5-2へ
- ②ない → 設問6-1へ
- ③検討中 → 設問6-1へ

【5-2】«設問5-1で「①ある」を選択した大学にお伺いします»

学生同士で助け合う組織（ピアサポート等）のタイプ ※複数回答可

- ①全学的な組織
- ②キャンパスごとの組織
- ③学部あるいは学科ごとの組織
- ④課外活動（サークル等）
- ⑤その他 ()

【5-3】«設問5-2で選択した組織についてお伺いします»

	①全学的な組織	②キャンパスごとの組織	③学部あるいは学科ごとの組織	④課外活動（サークル等）	⑤その他
【5-3-1】活動期間 ※複数回答可 ①1年間を通じて継続的に活動 ②留学生の入学時期、受入れ時期に活動 ③その他 ()	<input type="radio"/>				
【5-3-2】支援形態 ※複数回答可 ①日本人学生が留学生を支援する ②留学生が留学生を支援する ③留学生が日本人学生を支援する ④日本人学生と留学生が相互に支援する	<input type="radio"/>				
【5-3-3】支援内容 ※複数回答可 ①履修相談 ②チューター制度（学習相談等を含む） ③交換留学生や研究員の出迎え ④課外活動に関する相談 ⑤留学相談 ⑥語学教授 ⑦各種イベントのサポート ⑧進学相談 ⑨就職相談 ⑩日常生活全般（アルバイト、住居等）相談 ⑪その他 ()	<input type="radio"/>				
【5-3-4】大学の支援等 ※複数回答可 ①予算の確保（活動経費の一部あるいはすべてを大学負担） ②参加（登録）学生の単位認定（正課の一部として展開・認定） ③参加（登録）学生に奨学金を支給 ④参加（登録）学生に報酬・謝礼を支給 ⑤スタッフの募集支援（マーリングリストの設定、webサイトへの掲載等） ⑥イベントの企画支援（マーリングリストの設定、webサイトへの掲載等） ⑦参加（登録）学生の事前研修実施 ⑧各種イベントのサポート ⑨活動スペースの提供 ⑩その他 () ⑪特になし	<input type="radio"/>				

6. 学内における日本人学生と留学生との交流

【6-1】学内における日本人学生と留学生との交流についての認識

①十分 → 設問7-1へ ②不十分 → 設問6-2へ

【6-2】**「設問6-1で「②不十分」を選択した大学にお伺いします」**

その原因（不十分と感じること） ※複数回答可

- ①学内における「日本人学生と留学生との交流方針」がない
- ②学内における「日本人学生と留学生との交流方針」が不明確
- ③日本人学生の参加意識が不十分 ④留学生の参加意識が不十分 ⑤質的に不十分 ⑥量的に不十分
- ⑦財政的に不十分 ⑧効果が不明確（評価基準がない）
- ⑨学生同士で助け合う組織（ピアサポート等）がない
- ⑩学生同士で助け合う組織（ピアサポート等）が不十分 ⑪その他（ ）

7. 学生寮における交流について

【7-1】大学が運営している、留学生が入居対象となっている学生寮（所有・借り上げを含む）

- ①ある → 設問7-2へ ②ない → 回答終了となります。入力者情報を入力してください。
- ③検討中 → 回答終了となります。入力者情報を入力してください。

【7-2】**「設問7-1で「①ある」を選択した大学にお伺いします」**

寮の概要

(平成20年5月1日現在)

	棟数（総数）	部屋数（総数）	入寮日本人学生総数	入寮留学生総数
①留学生専用寮	() 棟	() 室	—	() 人
②日本人学生・留学生混住寮	() 棟	() 室	() 人	() 人
合計	() 棟	() 室	() 人	() 人

※①留学生専用寮のみを選択した場合 → 回答終了となります。入力者情報を入力してください。

【7-3】**「設問7-2で「②日本人学生・留学生混住寮」を選択した大学にお伺いします」**

混住寮入居方針 ※複数回答可

- ①多様な国籍の学生を入寮させる ②特定の国籍の学生を優先的に入寮させる
- ③特定の種別の留学生（例えば、交換留学生等）を優先的に入寮させる
- ④入寮者に占める日本人学生と留学生の割合を基準として定め入寮させる
- ⑤日本人学生と留学生相互の交流を目的とした学生を入寮させる ⑥その他（ ） ⑦特になし

【7-4】混住寮における留学生支援 ※複数回答可

- ①教員による教育指導の機会提供 ②チューター制度 ③メンタルサポート ④交流イベント企画
- ⑤その他（ ） ⑥特になし

【7-5-1】混住寮における学生スタッフの活用（RA：レジデント・アシstant制度等）

- ①ある → 設問7-5-2へ ②ない → 設問7-6-1へ ③検討中 → 設問7-6-1へ

【7-5-2】**「設問7-5-1で「①ある」を選択した大学にお伺いします」**

学生スタッフの役割 ※複数回答可

- ①入居・退去手続き支援 ②生活指導（寮規則遵守） ③情報の提供 ④メンタルサポート
- ⑤交流イベント企画 ⑥緊急時の対応 ⑦その他（ ） ⑧特になし

【7-5-3】学生スタッフの選考基準 ※複数回答可

- ①コミュニケーション能力 ②課外活動経験 ③修学状況（一定のGPA等） ④海外留学経験
- ⑤英語等の語学能力 ⑥その他（ ） ⑦特になし

【7-5-4】学生スタッフ向けのトレーニングプログラム内容 ※複数回答可

- ①リーダーシップ ②異文化理解 ③語学力向上 ④学生スタッフ同士のコミュニケーション促進
- ⑤緊急対応時に必要な知識（AED使用、蘇生等）習得・向上 ⑥その他（ ） ⑦特になし

【7-5-5】学生スタッフに対するインセンティブ ※複数回答可
①単位認定 ②報酬・謝礼 ③奨学金支給 ④授業料减免 ⑤その他（ ） ⑥特になし

【7-6-1】混住寮における日本人学生と留学生との交流についての認識
①十分 → 回答終了となります。入力者情報を入力してください。
②不十分 → 設問7-6-2へ

【7-6-2】《設問7-6-1で「②不十分」を選択した大学にお伺いします》
その原因（不十分と感じること） ※複数回答可

- ①混住寮における「日本人学生と留学生との交流方針」がない
- ②混住寮における「日本人学生と留学生との交流方針」が不明確
- ③日本人学生の参加意識が不十分 ④留学生の参加意識が不十分 ⑤質的に不十分 ⑥量的に不十分
- ⑦財政的に不十分 ⑧効果が不明確（評価基準がない） ⑨混住寮における学生スタッフ制度がない
- ⑩混住寮における学生スタッフ制度が不十分 ⑪その他（ ）

入力者情報

大学名、所属、役職、回答者氏名、電話番号、FAX番号、メールアドレス

I-1 外国人留学生受入れ状況調査票(学部)

大学名	大学番号(4桁)	記入担当者		
		所属		電話
		氏名		FAX

*1枚で足りない場合は、「編集」メニューでシートをコピーして複数枚で作成してください。

(单位:人)

I-2 外国人留学生受け入れ状況調査票(大学院)

大 学 名	大学番号(4桁)	記 入 担 当 者		
		所属		電話
		氏名		FAX

*1枚で足りない場合は、「編集」メニューでシートをコピーして複数枚で作成してください。

(单位:人)

I-3 外国人留学生受入れ状況調査票(専攻科・別科／聴講生・選科生・研究生等)

大 学 名		記 入 担 当 者		
	大学番号(4桁)	所属		電話
		氏名		FAX

区 分	学 部	大 学 院	計
専攻科・別科			
聴講生・選科生・研究生等			
計			

平成20年5月1日現在

(単位:人)

II-1 学生の海外派遣状況調査票(学部)

大学名	大学番号(4桁)	記入担当者		
		所属		電話
		氏名		FAX

*1枚で足りない場合は、「編集」メニューでシートをコピーして複数枚で作成してください。

(单位:人)

II-2 学生の海外派遣状況調査票(大学院)

大 学 名	大学番号(4桁)	記 入 担 当 者		
		所属		電話
		氏名		FAX

*1枚で足りない場合は、「編集」メニューでシートをコピーして複数枚で作成してください。

(单位:人)

国・地域コード

国・地域名	国・地域コード	地域
インドネシア共和国	01-01	東南アジア
カンボジア王国	01-02	東南アジア
シンガポール共和国	01-03	東南アジア
台湾	01-04	東南アジア
タイ王国	01-05	東南アジア
中国(中華人民共和国)	01-06	東南アジア
東ティモール民主共和国	01-07	東南アジア
フィリピン共和国	01-08	東南アジア
ブルネイ・ダルサラーム国	01-09	東南アジア
ベトナム社会主義共和国	01-10	東南アジア
マレーシア	01-11	東南アジア
ミャンマー連邦	01-12	東南アジア
モンゴル国	01-13	東南アジア
ラオス人民民主共和国	01-14	東南アジア
大韓民国	01-15	東南アジア
北朝鮮(朝鮮民主主義人民共和国)	01-16	東南アジア
インド	02-01	西アジア
オマーン国	02-02	西アジア
スリランカ民主社会主义共和国	02-03	西アジア
ネパール連邦民主共和国	02-04	西アジア
バーレーン王国	02-05	西アジア
パキスタン・イスラム共和国	02-06	西アジア
バングラデシュ人民共和国	02-07	西アジア
ブータン王国	02-08	西アジア
モルディブ共和国	02-09	西アジア
アフガニスタン・イスラム共和国	03-01	中近東
アラブ首長国連邦	03-02	中近東
イエメン共和国	03-03	中近東
イスラエル国	03-04	中近東
イラク共和国	03-05	中近東
イラン・イスラム共和国	03-06	中近東
カタール国	03-07	中近東
キプロス共和国	03-08	中近東
クウェート国	03-09	中近東
サウジアラビア王国	03-10	中近東
シリア・アラブ共和国	03-11	中近東
トルコ共和国	03-12	中近東
ヨルダン・ハシェミット王国	03-13	中近東
レバノン共和国	03-14	中近東

国・地域名	国・地域コード	地域
アルジェリア民主人民共和国	04-01	アフリカ
アンゴラ共和国	04-02	アフリカ
ウガンダ共和国	04-03	アフリカ
エジプト・アラブ共和国	04-04	アフリカ
エチオピア連邦民主共和国	04-05	アフリカ
エリトリア国	04-06	アフリカ
ガーナ共和国	04-07	アフリカ
カーボヴェルデ共和国	04-08	アフリカ
ガボン共和国	04-09	アフリカ
カメルーン共和国	04-10	アフリカ
ガンビア共和国	04-11	アフリカ
ギニアビサウ共和国	04-12	アフリカ
ギニア共和国	04-13	アフリカ
ケニア共和国	04-14	アフリカ
コートジボワール共和国	04-15	アフリカ
コモロ連合	04-16	アフリカ
コンゴ共和国	04-17	アフリカ
コンゴ民主共和国	04-18	アフリカ
サントメ・プリンシペ民主共和	04-19	アフリカ
ザンビア共和国	04-20	アフリカ
シェラレオネ共和国	04-21	アフリカ
ジブチ共和国	04-22	アフリカ
ジンバブエ共和国	04-23	アフリカ
スー丹共和国	04-24	アフリカ
スワジランド王国	04-25	アフリカ
セーシェル共和国	04-26	アフリカ
セネガル共和国	04-27	アフリカ
ソマリア民主共和国	04-28	アフリカ
タンザニア連合共和国	04-29	アフリカ
チャド共和国	04-30	アフリカ
チュニジア共和国	04-31	アフリカ
トーゴ共和国	04-32	アフリカ
ナイジェリア連邦共和国	04-33	アフリカ
ナミビア共和国	04-34	アフリカ
ニジェール共和国	04-35	アフリカ
ブルキナファソ	04-36	アフリカ
ブルンジ共和国	04-37	アフリカ
ベナン共和国	04-38	アフリカ
ボツワナ共和国	04-39	アフリカ
マダガスカル共和国	04-40	アフリカ
マラウイ共和国	04-41	アフリカ
マリ共和国	04-42	アフリカ
モーリシャス共和国	04-43	アフリカ
モーリタニア・イスラム共和国	04-44	アフリカ
モザンビーク共和国	04-45	アフリカ
モロッコ王国	04-46	アフリカ
リベリア共和国	04-47	アフリカ
ルワンダ共和国	04-48	アフリカ
レソト王国	04-49	アフリカ
大リビア・アラブ社会主义人民ジャマーヒリヤ国	04-50	アフリカ
赤道ギニア共和国	04-51	アフリカ
中央アフリカ共和国	04-52	アフリカ
南アフリカ共和国	04-53	アフリカ

国・地域名	国・地域コード	地域
アイスランド共和国	05-01	西ヨーロッパ
アイルランド	05-02	西ヨーロッパ
アンドラ公国	05-03	西ヨーロッパ
イギリス(グレートブリテンおよび北部アイルランド連合王国)	05-04	西ヨーロッパ
イタリア共和国	05-05	西ヨーロッパ
オーストリア共和国	05-06	西ヨーロッパ
オランダ王国	05-07	西ヨーロッパ
ギリシャ共和国	05-08	西ヨーロッパ
サンマリノ共和国	05-09	西ヨーロッパ
スイス連邦	05-10	西ヨーロッパ
スウェーデン王国	05-11	西ヨーロッパ
スペイン	05-12	西ヨーロッパ
デンマーク王国	05-13	西ヨーロッパ
ドイツ連邦共和国	05-14	西ヨーロッパ
ノルウェー王国	05-15	西ヨーロッパ
バチカン市国	05-16	西ヨーロッパ
フィンランド共和国	05-17	西ヨーロッパ
フランス共和国	05-18	西ヨーロッパ
ブルガリア共和国	05-19	西ヨーロッパ
ベルギー王国	05-20	西ヨーロッパ
ポルトガル共和国	05-21	西ヨーロッパ
マルタ共和国	05-22	西ヨーロッパ
モナコ公国	05-23	西ヨーロッパ
リヒテンシュタイン公国	05-24	西ヨーロッパ
ルクセンブルグ大公国	05-25	西ヨーロッパ
アゼルバイジャン共和国	06-01	東ヨーロッパ
アルバニア共和国	06-02	東ヨーロッパ
アルメニア共和国	06-03	東ヨーロッパ
ウクライナ	06-04	東ヨーロッパ
ウズベキスタン共和国	06-05	東ヨーロッパ
エストニア共和国	06-06	東ヨーロッパ
カザフスタン共和国	06-07	東ヨーロッパ
キルギス共和国	06-08	東ヨーロッパ
グルジア	06-09	東ヨーロッパ
クロアチア共和国	06-10	東ヨーロッパ
スロバキア共和国	06-11	東ヨーロッパ
スロベニア共和国	06-12	東ヨーロッパ
セルビア共和国	06-13	東ヨーロッパ
タジキスタン共和国	06-14	東ヨーロッパ
チェコ共和国	06-15	東ヨーロッパ
トルクメニスタン	06-16	東ヨーロッパ
ハンガリー共和国	06-17	東ヨーロッパ
ベラルーシ共和国	06-18	東ヨーロッパ
ポーランド共和国	06-19	東ヨーロッパ
ボスニア・ヘルツェゴビナ	06-20	東ヨーロッパ
マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国	06-21	東ヨーロッパ
モルドバ共和国	06-22	東ヨーロッパ
ラトビア共和国	06-23	東ヨーロッパ
リトアニア共和国	06-24	東ヨーロッパ
ルーマニア	06-25	東ヨーロッパ
ロシア	06-26	東ヨーロッパ
モンテネグロ共和国	06-27	東ヨーロッパ
コソボ共和国	06-28	東ヨーロッパ

国・地域名	国・地域コード	地域
アメリカ合衆国(米国)	07-01	北米・中米
アンティグア・バーブーダ	07-02	北米・中米
エルサルバドル共和国	07-03	北米・中米
カナダ	07-04	北米・中米
キューバ共和国	07-05	北米・中米
グアテマラ共和国	07-06	北米・中米
グレナダ	07-07	北米・中米
コスタリカ共和国	07-08	北米・中米
ジャマイカ	07-09	北米・中米
セントクリストファー・ネーヴィ	07-10	北米・中米
セントビンセントおよびグレナディーン諸島	07-11	北米・中米
セントルシア	07-12	北米・中米
ドミニカ共和国	07-13	北米・中米
ドミニカ国	07-14	北米・中米
トリニダード・トバゴ共和国	07-15	北米・中米
ニカラグア共和国	07-16	北米・中米
ハイチ共和国	07-17	北米・中米
パナマ共和国	07-18	北米・中米
バハマ国	07-19	北米・中米
バルバドス	07-20	北米・中米
ベリーズ	07-21	北米・中米
ホンジュラス共和国	07-22	北米・中米
メキシコ合衆国	07-23	北米・中米
アルゼンチン共和国	08-01	南米
ウルグアイ東方共和国	08-02	南米
エクアドル共和国	08-03	南米
ガイアナ共和国	08-04	南米
コロンビア共和国	08-05	南米
スリナム共和国	08-06	南米
チリ共和国	08-07	南米
パラグアイ共和国	08-08	南米
ブラジル連邦共和国	08-09	南米
ペネズエラ・ボリバル共和国	08-10	南米
ペルー共和国	08-11	南米
ボリビア共和国	08-12	南米
オーストラリア連邦	09-01	大洋州
キリバス共和国	09-02	大洋州
サモア独立国	09-03	大洋州
ソロモン諸島	09-04	大洋州
ツバル	09-05	大洋州
トンガ王国	09-06	大洋州
ナウル共和国	09-07	大洋州
ニュージーランド	09-08	大洋州
バヌアツ共和国	09-09	大洋州
パプアニューギニア独立国	09-10	大洋州
パラオ共和国	09-11	大洋州
フィジー諸島共和国	09-12	大洋州
マーシャル諸島共和国	09-13	大洋州
ミクロネシア連邦	09-14	大洋州
無国籍(不明等)	99-99	無国籍

国際連携委員会委員名簿

担当理事 飯野正子

委員長	カイト 由利子	関 西	副学長、国際部長
委 員	倉 林 真砂斗	城西国際	教務部長、観光学部教授
	山 崎 敬 夫	慶應義塾	学事センター課長
	藤 原 三枝子	甲 南	国際交流センター副所長、国際言語文化センター准教授
	木 下 登	南 山	副学長、外国語学部教授
	浅 野 祥 司	日 本	法学部就職指導課長(平成21年1月辞任)
	松 野 周 治	立 命 館	国際機構長、経済学部教授
	岸 澤 輝 明	拓 殖	国際部長
	加治屋 さわみ	津 田 墉	国際センター事務室長
	高 橋 史 郎	早 稲 田	留学センター事務長
専門委員	坂 本 達哉	慶應義塾	常任理事、経済学部教授
	内 田 勝 一	早 稲 田	副総長、国際教養学術院教授

(平成20年2月現在)

国際教育・交流調査分科会委員名簿

担当理事 飯野正子

分科会長	高 橋 史 郎	早 稲 田	留学センター事務長
委 員	西 川 修 治	亞 細 亜	国際交流課長
	廣 岡 康 久	法 政	国際交流センター課長
	山 崎 敬 夫	慶應義塾	学事センター課長
	円 谷 恵	国際基督教	行政事務部長
	加治屋 さわみ	津 田 墉	国際センター事務室長

(平成20年2月現在)

社団法人日本私立大学連盟加盟大学一覧

(124大学 平成21年2月現在)

愛知大学	順天堂大学	桃山学院大学	専修大学
亜細亞大学	関西大学	武藏大学	芝浦工業大学
青山学院大学	関西医科大学	武藏野美術大学	白百合女子大学
跡見学園女子大学	関西学院大学	名古屋学院大学	創価大学
梅花女子大学	関東学園大学	南山大学	園田学園女子大学
文教大学	関東学院大学	日本大学	大正大学
中京大学	活水女子大学	日本女子大学	拓殖大学
中央大学	慶應義塾大学	新潟産業大学	天理大学
獨協大学	恵泉女学園大学	ノートルダム清心女子大学	東邦大学
獨協医科大学	敬和学園大学	大阪学院大学	東北学院大学
同志社大学	神戸女学院大学	大阪医科大学	東北公益文科大学
同志社女子大学	神戸海星女子学院大学	大阪女学院大学	東海大学
フェリス女学院大学	皇學館大学	大谷大学	常磐大学
福岡大学	國學院大学	立教大学	東京医科大学
福岡女学院大学	国際大学	立正大学	東京医療保健大学
福岡女学院看護大学	国際武道大学	立命館大学	東京情報大学
学習院大学	国際基督教大学	立命館アジア太平洋大学	東京女子大学
学習院女子大学	駒澤大学	龍谷大学	東京女子医科大学
八戸大学	甲南大学	流通科学大学	東京経済大学
白鷗大学	高野山大学	流通経済大学	東京農業大学
姫路獨協大学	久留米大学	西武文理大学	東京歯科大学
広島女学院大学	共立女子大学	聖学院大学	苫小牧駒澤大学
広島修道大学	京都産業大学	成城大学	東洋大学
法政大学	京都精華大学	聖カタリナ大学	東洋英和女学院大学
兵庫医科大学	京都橘大学	成蹊大学	東洋学園大学
兵庫医療大学	松山大学	西南学院大学	豊田工業大学
石巻専修大学	松山東雲女子大学	清泉女子大学	津田塾大学
実践女子大学	明治大学	聖心女子大学	早稲田大学
上智大学	明治学院大学	聖トマス大学	山梨英和大学
城西大学	三重中京大学	聖和大学	四日市大学
城西国際大学	宮城学院女子大学	仙台白百合女子大学	四日市看護医療大学

(大学名ABC順)

平成20年度国際連携委員会報告書
産学官共同で考える国境を越えた人材育成
－国際教育・交流の新たな理念－

平成21年2月28日 発行

発行者 国際連携委員会

担当理事 飯野正子

委員長 カイト由利子

発行所 社団法人日本私立大学連盟

〒102-0073 東京都千代田区九段北4-2-25 私学会館別館

電話 03-3262-3603 FAX 03-3262-3604

印刷所 株式会社双葉レイアウト

〒106-0041 東京都港区麻布台2-2-12 三貴ビル

電話 03-3586-9422 FAX 03-3584-3798
